

平成29年度 労働保険 年度更新 申告書の書き方

提出は管轄の都道府県労働局・労働基準監督署・金融機関・郵便局へ

申告・納付は6月1日(木)から7月10日(月)までに

◎申告書記入にあたっての注意事項◎

- (1) □枠に記入する数字は、黒ボールペンを使って、申告書右上部の標準字体にならって丁寧に記入してください。また、ボールペンのかすれや枠からのみだしがないように注意してください。

<訂正方法>

0	1	2	3	4	5	6	7
0	1	2	3	4	5	6	7

8

 訂正印は不要です。

なお、領収済通知書(納付書)に記入する内訳・納付額の金額の訂正はできません。書き損じたときは、同一都道府県内の新しい領収済通知書を使用してください。

(最寄りの監督署、労働局等に用意してあります。)

- (2) 申告書の数字を機械印字する場合も同様に標準字体に近似した字体を使用してください。
なお、数字が小さいと誤読の原因となりますので注意してください。
- (3) 領収済通知書の□枠には金額の頭に「¥」記号を記入してください。
- (4) 申告書及び領収済通知書(納付書)にあらかじめ印書してある数字(保険料率等)、文字は一切訂正しないでください。

- ・特別加入者が給付基礎日額を変更する場合は、年度更新期間中に給付基礎日額の変更申請の手続が必要になります。

《労働保険お知らせページ》

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/980916_1.html

～電子申請なら、ご自宅・オフィスのパソコンで24時間申告・納付が可能です～
是非ご利用ください。(詳しくはP.34を参照)

主な事項の目次

- ① 申告書の提出、保険料・一般拠出金の納付の方法 …………… P. 3
- ② 労働保険対象者の範囲 …………… P. 4
- ③ 一般拠出金の申告・納付について …………… P. 6
- ④ 事業主・事業の名称・所在地・事業の種類(業種)等を変更した場合について …… P. 7
- ⑤ 法人番号の記入について …………… P. 7
- 《継続事業》
- ⑥ 労働保険料等算定基礎賃金等の報告の記入要領及び記入例 …………… P. 8
- ⑦ 保険料・拠出金申告書内訳の記入要領及び記入例 …………… P.10
- ⑧ 申告書の記入要領及び記入例 …………… P.12
- ⑨ 還付請求する場合について …………… P.19
- 《一括有期事業》
- ⑩ 一括有期事業の申告書の書き方 …………… P.20
- ⑪ 一括有期事業報告書(様式第7号)の記入 …………… P.26
- ⑫ 一括有期事業総括表の書き方・記入例 …………… P.28
- ⑬ 建設の事業の申告書の書き方・記入例 …………… P.30
- 《共通事項》
- ⑭ 労災保険率適用事業細目表 …………… P.32
- ⑮ 電子申請による年度更新手続について …………… P.34
- ⑯ 年度更新手続はパソコンから行うことができます!! …………… P.35
- ⑰ 報奨金(電子化分)のお知らせ(平成29年度) …………… P.38

労働保険の年度更新とは

事業主は、新年度の**概算保険料**を納付するための申告・納付（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第15条）と前年度の保険料を精算するための**確定保険料**の申告・納付（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第19条）の手続が必要です。これが「**年度更新**」の手続です。

この年度更新の手続は、本年度は**6月1日**から**7月10日**までの間に行ってください。

手続が遅れますと、政府が労働保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金(納付すべき労働保険料・一般拠出金の10%)を課すことがあります。

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間（これを「**保険年度**」といいます。）を単位とし、その間ですべての労働者（雇用保険については、被保険者）に支払われる賃金の総額に、**その事業の種類ごと**に定められた**保険料率**を乗じて算定します。

1 申告書の提出、保険料・一般拠出金の納付の方法

申告書を作成したら、下記の方法により提出・納付します。

事業主控は保存しておく

事業主控に受付印が必要な場合は、労働局又は労働基準監督署へ提出用と控を一緒にご提出ください。

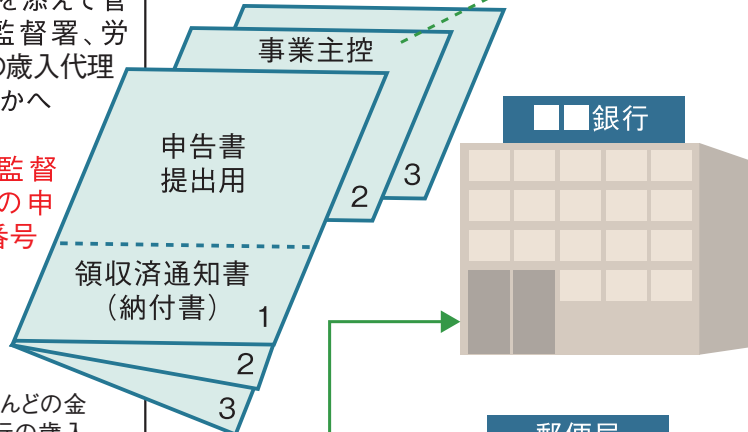
銀行や郵便局（ゆうちょ銀行）へ申告書と納付書を切り離さずにお出しになれば申告書（提出用）は労働局あて送付されますが、もし返却された場合はお手数ですが申告書内訳等と共に、管轄の労働局あてに郵送ください。

申告書内訳、一括有期事業報告書、一括有期事業総括表は銀行及び郵便局では受付することができませんので、管轄の労働基準監督署・労働局へご持参いただくか郵送ください。

報告書

総括表

申告書の2枚目と3枚目の上部を切り離し、労働保険料と一般拠出金を添えて管轄の労働基準監督署、労働局、日本銀行の歳入代理店（※）のいずれかへご持参ください。
 なお、労働基準監督署では、所掌3の申告書（労働保険番号の3桁目が「3」のもの：藤色と赤色）の申告・納付はできません。
 ※郵便局を含むほとんどの金融機関が日本銀行の歳入代理店となっています。



いずれか

来庁による方法

申告書は3枚すべて管轄の労働基準監督署または労働局へご持参ください。その際、申告書内訳、一括有期事業総括表及び一括有期事業報告書もあわせて提出してください。

郵送による方法

管轄の労働基準監督署または労働局あての郵送での提出も可能です。郵送の場合予め事業主控は切り離していただくか、受付印が必要なときは返信用の封筒を同封してください。なお、口座振替制度ご利用の事務組合については、労働局へ直接ご提出ください。

●労働保険料の納期（平成29年度）

納期	全期・第1期	第2期	第3期
口座振替を利用しない場合の納期限	7月10日	11月14日	2月14日
口座振替納付日	9月6日	11月14日	2月14日

- ★申告・納付期日最終日である7月10日(月)は、労働局・監督署 銀行・郵便局窓口において大変混雑することが予想されます。
- ★第2期、第3期の納付書は各納付期限の概ね10日前に送付いたします。
- ★納付を怠った場合、延滞金が徴収されます(年率9.0%。ただし、初めの2ヶ月間は、延滞金軽減法の適用年率で計算されます。)

2 労働保険対象者の範囲

区分	労災保険	雇用保険
<p>基本的な考え方</p>	<p>常用、日雇、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、労働の対償として賃金を受けるすべての者が対象となります。</p> <p>また、海外派遣者により特別加入の承認を得ている労働者は別個に申告することとなるので、その期間は対象となりません。</p>	<p>雇用される労働者は、常用、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、</p> <p>①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、 ②31日以上の雇用見込みがある場合には原則として被保険者となります。</p> <p>ただし、次に掲げる労働者は除かれます。</p> <p>○季節的に雇用される者であって、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4か月以内の期間を定めて雇用される者 ・1週間の所定労働時間が30時間未満である者 <p>○昼間学生</p>
<p>個々の労働者の届出</p>	<p>労働者ごとの届出は必要ありません。</p>	<p>新たに労働者を雇い入れた場合は、その都度、事業所を管轄する公共職業安定所(ハローワーク)に「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要です。</p> <p>また、雇用保険被保険者が離職した場合は、「雇用保険被保険者資格喪失届」と失業給付額等の決定に必要な「離職証明書」の提出が必要です。</p> <p>労働者から役員へ変わった場合は、公共職業安定所へ別途ご確認ください。</p>
<p>法人の役員(取締役)の取扱い</p>	<p>代表権・業務執行権(注1)を有する役員は、労災保険の対象となりません。</p> <p>①法人の取締役・理事・無限責任社員等の地位にある者であっても、法令・定款等の規定に基づいて業務執行権を有すると認められる者以外の者で、事実上業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている者は、原則として「労働者」として取り扱います。</p> <p>②法令、又は定款の規定により、業務執行権を有しないと認められる取締役等であっても、取締役会規則その他内部規則によって、業務執行権を有する者と認められる者は、「労働者」として取り扱いません。</p> <p>③監査役、及び監事は、法令上使用人を兼ねる事を得ないものとされていますが、事実上一般の労働者と同様に賃金を得て労働に従事している場合は、「労働者」として取り扱います。</p> <p>※保険料の対象となる賃金は、「役員報酬」の部分に含まれず、労働者としての「賃金」部分のみです。</p>	<p>株式会社の取締役は原則として被保険者となりません。</p> <p>ただし、取締役であって、同時に部長、支店長、工場長等の従業員としての身分を有する者は、勤務態様、賃金、報酬等の面からみて労働者的性格の強いものであって、雇用関係(注2)があると認められる者に限り「被保険者」となります。この場合、公共職業安定所へ雇用の実態を確認できる書類等の提出が必要となります。</p> <p>①代表取締役は被保険者になりません。 ②監査役は原則として被保険者になりません。</p> <p>また、株式会社以外の役員等についての取扱いは以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○合名会社、合資会社、合同会社の社員は株式会社の取締役と同様に取り扱い、原則として被保険者となりません。 ○有限会社の取締役は、株式会社の取締役と同様に取り扱いします。 ○農業協同組合等の役員は、雇用関係が明らかでない限り被保険者とはなりません。 ○その他法人、又は法人格のない社団もしくは財団の役員は、雇用関係が明らかでない限り被保険者とはなりません。 <p>※保険料の対象となる賃金は、「役員報酬」の部分に含まれず、労働者としての「賃金」部分のみです。</p>

区分	労災保険	雇用保険
事業主と同居している親族	<p>事業主と同居の親族は、原則としては対象者とはなりません。ただし、同居の親族であっても、常時同居の親族以外の労働者を使用する事業において、一般事務、又は現場作業等に従事し、かつ次の条件を満たすものについては、一般に私生活面での相互協力関係とは別に独立して労働関係が成立していると見て、対象者となります。具体的な判断については、以下の要件を満たしているか否かとなります。</p> <p>①業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。</p> <p>②就労の実態が当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等、また賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切り及び支払の時期等について就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること。</p>	<p>原則として被保険者となりません。</p> <p>ただし、次の条件を満たしていれば被保険者となりますが、公共職業安定所へ雇用の実態を確認できる書類等の提出が必要となります。</p> <p>①業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること</p> <p>②就労の実態が当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等、また賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切、及び支払の時期等について就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること</p> <p>③事業主と利益を一にする地位(役員等)にないこと</p>
出向労働者	<p>出向労働者が出向先事業組織に組入れられ、出向先事業主の指揮監督を受けて労働に従事する場合は、出向元で支払われている賃金も出向先で支払われている賃金に含めて計算し出向先で対象労働者として適用してください。</p>	<p>出向元と出向先の2つの雇用関係を有する出向労働者は、同時に2つ以上の雇用関係にある労働者に該当するので、その者が生計を維持するのに必要な主たる賃金を受けている方の雇用関係についてのみ被保険者となります。</p>
派遣労働者	<p>・派遣元…原則としてすべての労働者を対象労働者として適用してください。</p> <p>・派遣先…原則として手続の必要はありません。</p>	<p>・派遣元…次の要件をすべて満たしていれば被保険者として含めます。</p> <p>①1週間の所定労働時間が20時間以上であること</p> <p>②31日以上雇用見込みがあること</p> <p>・派遣先…原則として手続の必要はありません。</p>
日雇労働者	<p>すべて対象者となります。</p>	<p>日々雇用される者又は30日以内の期間を定めて雇用される者のうち、日雇労働で生計を立てている者は日雇労働被保険者となります(臨時・内職的な場合は該当しません)。</p>

(注1) 株主総会、取締役会の決議を実行し、又日常的な取締役会の委任事項を決定、執行する権限(代表者が行う対外的代表行為を除く会社の諸行為のほとんどすべてを行う権限)

(注2) 業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている関係。

※平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても雇用保険の適用対象となりました。なお、64歳以上の高年齢労働者については、平成31年度までは雇用保険の保険料が免除されます。

3 一般拠出金の申告・納付について

「一般拠出金」とは「石綿による健康被害の救済に関する法律」の規定に基づき、事業主の皆様にご負担いただくものです。

徴収された一般拠出金は、国からの交付金、地方公共団体からの交付金、特別事業主(アスベストの製造、販売を行ってきた事業主)からの特別拠出金と併せて、石綿(アスベスト)健康被害者(労災補償の対象にならない方)の救済費用に充てられます。

(1) 対象

アスベストはすべての産業において、その基盤となる施設、設備、機材等に幅広く使用されてきました。そのため、すべての労災保険適用事業主に一般拠出金を負担していただくこととしております。

※特別加入者や雇用保険のみ適用の事業主は、申告・納付の対象外です。

「石綿による健康被害の救済に関する法律」(一般拠出金の徴収及び納付義務)
第35条 厚生労働大臣は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、労災保険の保険関係が成立している事業の事業主(徴収法第八条第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあっては、当該元請負人。以下「労災保険適用事業主」という。)から、毎年度、一般拠出金を徴収する。
2 労災保険適用事業主は、一般拠出金を納付する義務を負う。

(2) 納付方法(納付時期)

労働保険の確定保険料の申告に併せて申告・納付します。一般拠出金には概算納付の仕組みはなく、確定のみの手続となります。

延納(分割納付)はできません。

(3) 料率

一般拠出金率は業種を問わず、一律1000分の0.02です。労災保険のメリット対象事業場であっても、一般拠出金率にはメリット料率の適用(割増、割引)はありません。

(4) 算定方法

〔継続事業の場合〕

事業主が労働者に支払った賃金総額(千円未満切捨て) × 一般拠出金率(1000分の0.02)

(例)賃金総額1千万円の場合

$1\text{千万円} \times 0.02 / 1000 = 200\text{円}$ (1円未満切り捨て)

〔有期事業の場合〕

平成19年4月1日以降に開始した事業(工事等)の分を申告・納付します。

①支払賃金による賃金総額

事業主が労働者に支払った賃金総額(千円未満切捨て) × 一般拠出金率(1000分の0.02)

②特例による賃金総額(工事全体の支払賃金総額を正確に把握することが困難な場合)

請負金額 × 労務費率 = 特例による賃金総額

特例による賃金総額(千円未満切捨て) × 一般拠出金率(1000分の0.02)

厚生労働省から独立行政法人環境再生保全機構へ交付された一般拠出金は、機構内に設けられた石綿健康被害救済基金に収納されます。

そして、機構が石綿による中皮腫等を発症している方及び上記法律の施行前にこれらの疾病により死亡した方のご遺族(労災補償等の対象とならない方に限る)に対して、同基金から医療費等の支給を行います。

○ 救済に関するお問い合わせ先(ホームページ)は以下のとおりです。

・ 独立行政法人 環境再生保全機構
・ 環境省 地方環境事務所

<http://www.erca.go.jp/>
<http://www.env.go.jp/region/>

4 事業主・事業の名称・所在地・事業の種類(業種)等を変更した場合について

事業の名称、所在地、事業の種類(業種)等に変更があった場合は、「名称、所在地等変更届(様式第2号)」を所掌1の事業所轄の労働基準監督署に、所掌3の事業は所轄のハローワークに提出してください。

◎「名称、所在地等変更届」はダウンロード様式はありません。最寄りの労働局等で入手してください。

5 法人番号の記入について

- 1 「法人番号欄」(③欄)が空欄の場合、国税庁から通知された13桁の法人番号を記入してください(商業登記法に基づく「会社法人等番号(12桁)」を記入しないようご注意ください)。

法人番号は支店や事業所ごとには指定されませんので、支店や事業所についても、各法人に指定された法人番号を記入してください。

- 2 労働保険事務組合が労働保険番号の基幹番号単位で申告書を作成する場合は、法人番号欄に労働保険事務組合の法人番号を記入してください(法人番号が指定されていない労働保険事務組合については、空欄としてください)。

ただし、労災保険のメリット制が適用となる委託事業場において個別に作成する申告書には、委託事業場に指定された法人番号を記入してください。なお、委託事業場が法人でない場合は、法人番号欄の13桁全てに「0」を記入してください(個人番号の記入はしないでください)。

また、前年度に法人番号をご登録いただいている場合は送付した年度更新申告書に印字されてありますが、訂正する場合は表紙の訂正方法のとおり、訂正してください。

6

労働保険料等算定基礎賃金等の報告の記入要領及び記入例

⑪…平成28年4月1日から平成29年3月31日までに使用した労災保険対象者の数(各月末(賃金締切日がある場合には月末直前の賃金締切日)の数)と雇用保険対象被保険者の数及び賃金の総額を各欄の区分により(「(8)うち高齢労働者分」欄には、任意加入による高齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者は除く。)記入し、その合計(⑤欄、⑥欄及び⑦欄には③欄、④欄及び⑤欄の1,000円未満の端数を切り捨てた額をそれぞれ記入し、⑥+⑦欄には、⑥欄の額に⑫の⑧欄の額を加えた額を記入し、⑧欄には、④欄から⑦欄の額を差し引いた額を記入してください。)をそれぞれの欄に記入してください。なお、合計欄の平均労働者数等については、次により記入してください。

(1) 「1ヵ月平均使用労働者数」欄には、平成28年度中の1ヵ月平均使用労働者数(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた数)

$$\left[\begin{array}{l} \text{平成28年度の各月末(賃金締切日がある場合には} \\ \text{月末直前の賃金締切日)の使用労働者数の合計} \\ 12 \left(\begin{array}{l} \text{ただし、平成28年度中途に保険関係が成立し} \\ \text{た事業にあっては、保険関係成立以後の月数} \end{array} \right) \end{array} \right]$$
 を記入してください。

(2) 「1ヶ月平均被保険者数」欄には、前年度における1ヵ月平均被保険者数(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた数)を記入してください。

(3) 「1ヵ月平均高齢労働者数」欄には、前年度における1ヵ月平均高齢労働者数(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた数)を記入してください。

※ただし、計算の結果が1名未満の場合は、切上げて1名としてください。
また平均人数に「賞与人数」は含めません。

⑫…中小事業主等の第1種特別加入の承認を受けた者がいる場合は、その者の「承認された給付基礎日額」及び「保険料算定基礎額」を、⑩欄には、その合計額(1,000円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)を記入してください。

⑬…中小事業主等の第1種特別加入の承認を受けた者がいる場合は、その者の「希望する給付基礎日額」及び「保険料算定基礎額」を、①欄には、保険料算定基礎額の合計額(1,000円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)を記入し、①+①欄には、①欄の額に⑭の①欄の額を加えた額を記入してください。

⑭…各欄は次により記入してください。

(1) 平成29年度の賃金総額の見込額が前年度の賃金総額の50/100以上、200/100以下の場合(高齢労働者を使用している場合は、賃金総額の見込額及び高齢労働者の賃金総額の見込額が50/100以上、200/100以下の場合)には、「㊦合計」欄に「前年度と同額」と記入し、④欄から⑦欄までは記入しないでください。

(2) (1)以外の場合には次により記入します。

(イ) 賃金総額の見込額及び高齢労働者の賃金総額の見込額がともに50/100未満、200/100超になる場合

④欄は、平成29年度における1日平均使用労働者数の見込数(延べ使用労働者数を所定労働日数で除したものを)、⑤欄は、平成29年度における1ヵ月平均被保険者数の見込数(使用労働者全員が雇用保険法の適用を受ける場合は、前記④の1日平均使用労働者数の見込数)を、⑥欄は、平成29年度の支払賃金総額の見込額を、⑦欄は、平成29年度の賞与等臨時支払賃金の見込額を記入し、㊦欄に、⑥欄の額と⑦欄の額との合計(1,000円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)を記入します。

なお、各欄の()内には、高齢労働者に係る平成29年度の賃金総額の見込額又は高齢労働者数等を記入します。

(ロ) 高齢労働者の賃金総額の見込額のみ50/100未満、200/100超になる場合

「労災保険」欄については、㊦欄のみに「前年度と同額」と記入します。「雇用保険」欄については、賃金総額の見込額は「㊦合計」欄のみに④欄の④の額を転記し、高齢労働者の賃金総額の見込額については、上記(イ)に準じて記入します。

(ハ) 賃金総額の見込額のみ50/100未満、200/100超になる場合

「労災保険」欄及び「雇用保険」欄の賃金総額の見込額については、上記(イ)に準じて作成します。高齢労働者の賃金総額の見込額については、㊦欄の()のみに④欄の④の額を転記してください。

組様式第4号

① 労働保険番号	府県	所管	基幹番号	枝番号	③ 事業の
××301930010001					④ 事業の所
② 雇用保険事業所番号	××01	-064115	-3		⑤ 事業主の

区分	労災保険及び一般被			
	(1) 常用労働者	(2) 役員で労働者扱い		
月別内訳				業務執行権を有する者の
				を受け労働に従事し、
				得ている者等(裏面参照)
平成28年4月	11人	2,768,898円	1人	363,5
5月	11	2,759,845	1	366,8
6月	11	2,738,461	1	368,1
7月	11	2,749,515	1	354,9
8月	11	2,821,268	1	362,1
9月	11	2,722,413	1	363,9
10月	11	2,899,716	1	363,6
11月	11	2,896,855	1	365,9
12月	11	2,873,226	1	360,9
平成29年1月	11	2,875,869	1	362,1
2月	11	2,783,193	1	361,9
3月	11	2,767,933	1	372,3
賞与等28年7月		5,591,225		752,1
年12月		6,670,719		897,3
年月				
合計		45,919,136		6,015,5

⑫ 平成28年度確定		特別加入者
承認された給付基礎日額	保険料算定基礎額	氏名
12,000円	4,380,000円	〇〇 〇〇
10,000円	3,650,000円	〇〇 〇〇
円	円	
円	円	
⑩	8,030千円	合計

⑦…事業の概要(製品名、製造行程等)を具体的に記入してください。

⑩…労働保険料の延納(分納納付)の申請を希望する場合にはイを○で、希望しない場合にはロを○で囲んでください。

労働保険料等算定基礎賃金等の報告 (事業主控)

名称 ○○工業(株) TEL XX (XXXX)XXXX
 〒(XXXX-XXXX)
 所在地 ○○市○○-○-○
 氏名 ○○ ○○ ⑥ 作成者氏名 ○○ ○○

⑦事業の概要(具体的に記入してください)
 スプーン、ナイフ、フォーク等
 食卓用刃物の製造業

⑨特掲事業
 イ、該当する ○ 該当しない
 ⑩平成29年度概算の延納
 ㉑ する ○ しない
 (分納納付(3回)) (一括納付(1回))

⑪ 平成28年度 確定賃金総額					雇用保険対象被保険者数及び賃金					
⑬ 賃金		⑭ 労働者数		⑮ 合計 (⑬+⑭)	⑯ 被保険者		⑰ 役員で被保険者扱いの者		⑱ 合計 (⑯+⑰)	⑲ うち高齢労働者分 (平成28年4月1日現在において満64歳以上の者(昭和27年4月1日以前に生まれた者))
⑬-1 基本賃金	⑬-2 賞与等臨時支払賃金	⑭-1 常時労働者	⑭-2 臨時労働者		⑯-1 被保険者	⑯-2 役員で被保険者扱いの者	⑰-1 役員で被保険者扱いの者	⑰-2 役員で被保険者扱いの者		
10,000	5,110,000	12	0	3,132,408	11	1	1	12	3,132,408	2
10,000	3,650,000	12	0	3,281,208	11	1	1	12	3,126,654	2
		12	0	3,248,738	11	1	1	12	3,106,638	2
		12	0	3,262,788	11	1	1	12	3,104,438	2
		12	0	3,349,997	11	1	1	12	3,183,386	2
		12	0	3,243,662	11	1	1	12	3,086,362	2
		12	0	3,447,043	11	1	1	12	3,263,384	2
		12	0	3,262,774	11	1	1	12	3,262,774	2
		12	0	3,233,789	11	1	1	12	3,233,789	2
		12	0	3,237,984	11	1	1	12	3,237,984	2
		12	0	3,145,185	11	1	1	12	3,145,185	2
		12	0	3,316,668	11	1	1	12	3,140,267	2
		12	0	6,343,340					6,343,340	
		12	0	7,568,044					7,568,044	
		12	0	53,073,628					51,934,653	2
		12	0	53,073					51,934	2
		12	0	61,103					43,892	2

雇用保険料免除高年齢労働者
 平成28年4月1日現在において満64歳以上の者
 →昭和27年4月1日以前に生まれた者

⑬ 平成29年度概算		⑭ 平成29年度 賃金総額の見込額		⑮ 雇用保険料免除高年齢労働者氏名(生年月日)		予備欄
希望する給付基礎日額	保険料算定基礎額	労災保険	雇用保険	氏名	生年月日	
14,000	5,110,000	人	人	○○ ○○	(大・昭 25・12・22)	
10,000	3,650,000	人	人	○○ ○○	(大・昭 25・1・17)	
		人	人			
⑬+⑭	8,760	⑮+⑯	⑮+⑯			

⑨…雇用保険に係る保険関係が成立している事業で、次の事業(以下「特掲事業」という。)に該当する場合にはイを○で、特掲事業に該当しない場合にはロを○で囲んでください。

- 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業(園芸サービスの事業は除く。)
- 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業(牛馬の育成、酪農、養鶏又は養豚の事業及び内水面養殖の事業は除く。)
- 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業。
- 清酒の製造の事業。

⑮…⑪の(8)欄に該当する雇用保険料免除高年齢労働者の氏名と生年月日(大正生まれの場合は「大」を○で、昭和生まれの場合は「昭」を○で囲んでください。)を記入してください。なお、7名以上になる場合には、別紙に記入のうえ添付し、提出してください。

7 保険料・拠出金申告書内訳の記入要領及び記入例

この申告書内訳は、委託事業場に振り出された枝番号順に記入してください。

労災保険率のメリット制の適用を受ける事業については、別業に記入し、上部余白に(メリット適用分)と記入して区分します。

申告書内訳が2枚以上になる場合には、各業に必ず小計を記入し、別業の総合計分を設け、小計欄を合計欄と訂正し、総合計を記入してください。その際、事務組合の名称、所在地、代表者の氏名及び事務担当者氏名は別業の総合計分のみ記入し、記名押印又は署名をしてください。

この申告書内訳は、申告書の記載事項のチェック等に使用しますので、必ず提出してください。

⑨…上段には、⑦の(-)欄の額に⑧欄の料率を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)を記入します。中段には、⑦の(特)欄の額に⑧欄の料率を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)を記入します。下段には、(-)欄と(特)欄の合計額を記入します。労災保険率メリット制適用事業についても、同様の計算方法により記入してください。

②…「平成28年度概算保険料申告書に添付した申告書内訳に記入されている各委託事業主」、「その後新規委託があったもの」、「委託を解除したもの」を含め、すべての委託事業主の名称を記入してください。

③…「労災保険率適用事業細目表」に記載されている事業の種類の詳細を記入してください(賃金等の報告の⑧欄参照)。

⑧…③欄に対応する労災保険率を労災保険率表により記入してください。
 なお、労災保険率メリット制適用事業については、メリット労災保険率を記入してください。

⑩…「賃金等の報告」の⑪の④欄を上段の(イ)に、⑥の額を中段の(ロ)に、⑧の額を下段の(ハ)にそれぞれ転記してください。

⑬…⑨欄と⑫欄の合計額を規模区分別に(④欄の人数から、15人以下と16人以上に区分して)記入してください。
 なお、小計欄には、規模区分別の件数、金額の合計を記入し、計欄には、規模区分別の金額の合計額を記入してください。

⑭…次の区分により事業場数を記入してください。
 甲…常時使用労働者数 1人～4人
 乙…常時使用労働者数 5人～15人
 A…労災・雇用の両保険が成立している事業
 B…労災・雇用どちらか一方のみが成立している事業
 なお、雇用保険に係る保険関係のみが成立している事業にあっては、「被保険者数」に基づいて記入してください。

⑮…雇用保険率1,000分の11に係る事業の賃金総額(ロ)を合計した額を()に記入し、別業の総合計分のみその額に11を乗じて得た額を記入してください。
 ⑯…雇用保険率1,000分の13に係る事業の賃金総額(ロ)を合計した額を()に記入し、別業の総合計分のみその額に13を乗じて得た額を記入してください。
 ⑰…雇用保険率1,000分の14に係る事業の賃金総額(ロ)を合計した額を()に記入し、別業の総合計分のみその額に14を乗じて得た額を記入してください。

⑭…⑦の(-)と同額を記入して下さい。
 ただし、平成19年3月31日以前に成立した一括有期事業があれば、その額は除きます。

組様式第6号(甲)

① 労働保険 番号の 枝番号	② 事業場の 名称	③ 業種	④ 労働者 数	⑤ 被保 険者 数	⑥ 保 険 関 係 区 分	平成28年度確定保険料・平成29年度概算保険料(増額・減額)			雇用保険		⑬ 確定保 険料 (規模区 分 別 合 計 額 ⑨)	
						⑦ 賃金総額	⑧ 労災 保 険 率	⑨ 保 険 料 (⑦×⑧)	⑩ 賃金総額	⑪ 雇 用 保 険 率		⑫ 一 般 保 険 料 (⑩の⑪×⑫)
001	〇〇工業(株) 〇〇 〇〇	6:3:0:1	14	14	両保	(イ) 53,073	6.5	(イ) 344,974	(イ) 51,934	11	482,812	879,981
					特	(ロ) 8,030	(ロ) 52,195	(ロ) 8,042				
					雇用	(ハ) 397,169		(ハ) 43,892				
004	スーパー〇〇	9:8:0:1	14	14	両保	(イ) 12,485	3.5	(イ) 43,697	(イ) 11,321	11	124,531	177,170
					特	(ロ) 2,555	(ロ) 8,942	(ロ) 0				
					雇用	(ハ) 52,639		(ハ) 11,321				
005	〇〇物産(株) 〇〇 〇〇	9:8:0:1	7	7	両保	(イ) 19,920	3.5	(イ) 69,720	(イ) 18,563	11	103,961	185,178
					特	(ロ) 3,285	(ロ) 11,497	(ロ) 9,112				
					雇用	(ハ) 81,217		(ハ) 9,451				
006	〇〇印刷(株) 〇〇 〇〇	4:6:0:1	4	4	両保	(イ) 21,418	3.5	(イ) 74,963	(イ) 19,633	11	164,043	269,666
					特	(ロ) 8,760	(ロ) 30,660	(ロ) 4,720				
					雇用	(ハ) 105,623		(ハ) 14,913				
011	〇〇運送 〇〇 〇〇	7:2:0:3	9	9	両保	(イ) 21,609	9	(イ) 194,481	(イ) 19,741	11	28,710	446,120
					特	(ロ) 3,832	(ロ) 34,488	(ロ) 0				
					雇用	(ハ) 228,969		(ハ) 19,741				
012	〇〇農機(株) 〇〇 〇〇	5:6:0:1	5	5	両保	(イ) 2,711	5.5	(イ) 14,910	(イ) 2,711	11	29,211	44,731
					特	(ロ) 0	(ロ) 0	(ロ) 0				
					雇用	(ハ) 14,910		(ハ) 2,711				
013	〇〇めっき(株) 〇〇 〇〇	5:5:0:1	10	10	両保	(イ) 56,515	7	(イ) 395,605	(イ) 54,004	11	553,971	985,346
					特	(ロ) 5,110	(ロ) 35,770	(ロ) 3,643				
					雇用	(ハ) 431,375		(ハ) 50,361				
合 計						63	7	1	1,311,902	11	1,676,290	2,988,192

※⑩(一般拠出金算定に係る賃金総額)については、⑦(労災保険に係る賃金総額)の(-)と同額を記入して下さい。ただし、平成19年3月31日以前に成立した一括有期事業については、一般拠出金算定対象とはなりません。

労働保険事務組合の名称 労働保険事務組合〇〇商店街振興組合 所在地 〇〇市
代表者の氏名 〇〇

⑰…上段(点線の上の部分)には適用される労災保険率を記入してください。ただし、労災保険率メリット制適用事業については、新たに通知されたメリット労災保険率を記入してください。

下段(点線の下の部分)には「賃金等の報告」の「④+⑤」欄の額に上段の料率を乗じて得た額を記入してください。

ただし、労災保険率メリット制適用事業については、「賃金等の報告」の④の①欄の額に上段の料率を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)と③の①欄の額に上段の料率を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てた額)を合算した額を記入してください。

⑱…すでに平成28年度概算保険料として申告した額を記入してください。

ただし、平成28年度中途に増減(増減額訂正)申告をしている場合は、その増減後の額を記入してください。

口座振替納付を認められた事務組合は1枚目に朱書で表示してください。

⑲…上段(点線の上の部分)には適用される雇用保険率を記入してください。

(注)雇用保険率については、同封の下敷をご覧ください。

下段(点線の下の部分)には「賃金等の報告」の④の⑥欄に「前年度と同額」と記入されている事業については、この申告書内訳の⑩欄の(ハ)の額に上段の料率を乗じて得た額を記入してください。それ以外の事業については、「賃金等の報告」の④の⑤欄の額(高齢労働者の賃金総額が記入されている場合は、その額を控除した後の額)に上段の料率を乗じて得た額を記入してください。

保険料・一般拠出金申告書内訳(口座)

4枚のうち 1枚目

賃金等(別)⑫ ⑬以上	⑭ 一般拠出金		平成29年度概算保険料			⑲ 第1種特別加入者					
	⑭ 賃金総額(※)	⑮ 一般拠出金額(⑭×0.02/1000)	⑰ 労災保険 保険料 (第一種特別加入保険料)	⑱ 雇用保険 一般保険料	⑲ 合計 (⑰+⑱)	氏名	平成28年度の給付基礎日額	適用月数	区分	平成29年度の給付基礎日額	適用月数
	53,073	1,061	1,152,760	6.5 401,914	9 395,028	〇〇〇〇	12,000	12	1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等	14,000	12
	12,485	249	168,875	3.5 52,639	9 101,889	〇〇〇〇	10,000	12	1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等	10,000	12
	21,418	428	316,598	3.5 105,623	9 134,217	〇〇〇〇	14,000	12	1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等	14,000	12
20.1.01 0.10増額訂正済 21,609	432	361,446	240,471	177,669	418,140	〇〇〇〇	14,000	9	1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等	14,000	12
	2,711	54	0	95,375	156,069	〇〇〇〇			1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等		
	56,515	1,130	150,164	431,375	453,249	〇〇〇〇	14,000	12	1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等	14,000	12
192	167,811	3,354	2,335,021	1,327,397	1,418,121	2,745,518	府 県 庁 管 轄 基 幹 番 号 労働保険番号B (労働保険番号Aと同一のもの) X X 3 0 1 9 3 0 0 1 0				

⑳…「区分」欄には、平成29年度から新規に特別加入する者があるときは、特別加入の申請により承認された給付基礎日額を記入し、「1.新規」に○印を付してください。特別加入を継続し、給付基礎日額に変更のないものは、平成28年度の給付基礎日額を記入し、「2.継続」に○印を付してください。給付基礎日額の変更を希望するもの(「賃金等の報告」で承認された給付基礎日額と異なる給付基礎日額を希望している場合は、その給付基礎日額を記入し、「3.変更」に○印を付してください。特別加入を脱退する者については、「4.脱退等」に○印を付してください。

特別加入者の人数が多く、この欄に記入しきれない場合は、別紙に記入してください。

●新規、変更及び脱退の記入例

氏名	平成28年度の給付基礎日額	適用月数	区分	平成29年度の給付基礎日額	適用月数
〇〇〇〇	円	月	1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等	10,000 円	12 月
〇〇〇〇	12,000	12	1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等	14,000	12
〇〇〇〇	18,000	12	1.新規 2.継続 3.変更 4.脱退等		

特別加入者にかかる加入申請、脱退、変更が生じた場合には、その都度管轄の監督署への各種届け出が必要です。

⑮…⑭の額に1,000分の0.02を乗じて得た額を記入して下さい。(1円未満の端数がある場合には、切り捨ててください。)

労働局用

(事務担当者)名 〇〇 〇〇

記名押印又は署名

8 申告書の記入要領及び記入例

⑩…次により記入してください。

なお、この欄には、金額の前に「¥」記号を付さないでください。

- (イ)…保険料・搬出金申告書内訳の⑬の計⑮の額を転記してください。
ただし、第2種特別加入保険料の場合は、⑩欄の(イ)及び(ロ)に、保険料申告書内訳(組様式第6号(乙))の⑦欄の合計額を転記してください。
(ロ)…保険料・搬出金申告書内訳の⑨の①欄の額を転記してください。
(ニ)…保険料・搬出金申告書内訳の⑩の⑤欄の額を転記してください。
(ホ)…保険料・搬出金申告書内訳の⑫の⑥欄の額を転記してください。
(ヘ)…保険料・搬出金申告書内訳の⑮の①欄の額を転記してください。

⑱…印書されている金額に疑問のある場合には、訂正しないで所轄都道府県労働局労働保険徴収主務課(室)に照会してください。

⑳…この申告書の⑩(イ)確定保険料と⑱申告済概算保険料の額を比較します。⑩(イ)<⑱のときはその差引額を(イ)充当額または(ロ)還付額に記入します。

⑩(イ)>⑱のときは、その差引額を(ハ)不足額に記入します。

㉑…次により記入してください。

(イ)、(チ)及び(ル)…保険料の延納の申請をする場合には、この申告書の⑭(イ)欄の概算保険料額を3で除した額を(イ)、(チ)及び(ル)に記入してください。ただし、除した額に1円又は2円の余りが生じた場合は、その余りを加えた額を(イ)に記入してください。

延納の申請をしない場合は、⑭(イ)の概算保険料額をそのまま(イ)に記入してください。

(ロ)…この申告書の⑳欄の(イ)の額を転記してください。(記入例2の①及び③)

ただし、⑳欄の(イ)の額が、㉑欄の(イ)の額より多い場合は㉑欄の(イ)の額と同額を記入してください。(記入例3)

(ハ)…この申告書の⑳欄の(ハ)の額を転記してください。

(ニ)…(ロ)充当額がある場合は、(イ)の額から(ロ)の額を差引いた額を記入してください。(記入例2の①及び③)

(ハ)不足額がある場合は、(イ)の額に(ハ)の額を加えた額を記入してください。(記入例1)

(ヘ)…この申告書の⑩欄の(ヘ)の額から㉑欄の(ホ)の額を差引いた額を記入してください。なお、一般拠出金は延納できません。

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力確定コード

都道府県所管 管轄 基幹番号 枝番号

労働保険番号 XX301930010-000

増加年月日(元号:平成は7) 事業停止年月日

労働保険区分 ⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額

労働保険料 (イ)

労働保険料 (ロ)

雇用保険法適用者分 (ハ)

雇用保険料 (ニ)

労働保険料 (ホ)

労働保険料 (ヘ)

一般拠出金 (注1)

概算・増加概算 労働保険料 (イ)

労働保険料 (ロ)

雇用保険法適用者分 (ハ)

雇用保険料 (ニ)

労働保険料 (ホ)

労働保険料 (ヘ)

事業主の郵便番号(変更のある場合記入) 事業主の電話番号(変更のある場合記入)

申請済概算保険料額 2,335

⑩(イ) 充当額 (イ) 不足額 653,171

⑩(イ) 還付額 (ハ) 不足額

⑩(イ) 充当額 915,174 (イ) 不足額 653,171

⑩(イ) 還付額 915,172 (ハ) 不足額 915,171

⑩(イ) 充当額 915,172 (イ) 不足額 915,171

加入している労働保険 (イ) 労働保険 (ロ) 雇用保険 (ハ) 特掲事業 (イ) 該当 (ロ) 該当

(イ) 所在地 (ロ) 名称

領収済通知書 (労働)

※取扱庁名 ※取扱庁番号 30841 〇〇労働局 000753

都道府県所管 管轄 基幹番号 枝番号 XX301930010-000

※元号:平成は7 ※確定年度(元号:平成は7) ※納付年月日(元号:平成は7) 7-29

納付の目的 1.平成 29年度 1期 2.平成 28年度

納付の場所 〇〇市〇〇 (氏名) 労働保険事務組合 〇〇商店街振興組合

(なるべく折り返しないうちに、ヤをえれない場合は折り曲げマーカー(△)の所で折り曲げてください。)

充当意思とは

充当とは、確定保険料額が申告済概算保険料額を下回る場合に、今年度の概算保険料や一般拠出金の納付額にこの差引額を充てることをいい、充当意思とは、その意思を確認するものです。

充当には以下の3パターンがあります。

充当意思「1」	「労働保険料のみ充当」	→ 記入例2①へ
充当意思「2」	「一般拠出金のみ充当」	→ 記入例2②へ
充当意思「3」	「労働保険料及び一般拠出金に充当」	→ <u>記入例2③へ</u>

「③〇充当意思」欄には「3」を記入していただくと労働保険料と一般拠出金の両方に充当できますので、事務手続きが簡便になる場合があります。

充当額の記入方法

- (1) 充当額については、
 - ① 「③〇充当意思」欄が「1」の場合は、労働保険料のみに充当します。
労働保険料に充当後、なお余りがある場合でも、7月10日までに一般拠出金分を納付する必要があります。
 - ② 「③〇充当意思」欄が「2」の場合は、一般拠出金のみに充当します。
一般拠出金に充当後、なお余りがある場合でも、7月10日までに労働保険料分を納付する必要があります。
 - ③ 「③〇充当意思」欄が「3」の場合は、労働保険料及び一般拠出金に充当します。
充当後、なお余りがある場合は、今期の納付は必要ありません（申告書の提出は必要です）。
- (2) 一般拠出金に充当する場合は、「③〇充当意思」欄に「2」又は「3」を必ず記入してください。
- (3) 「⑰延納の申請」の納付回数が「3」で、「③〇充当意思」欄が「1」又は「3」の場合、第1期に充当後、なお余りがある場合には、第2期、第3期の順で充当となります。
- (4) 1期から3期の順に充当してもなお余りがある場合は、管轄の労働局に「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を行ってください。
なお、還付の請求手続については、P.18の「記入例3 充当後還付額が出る場合」を参照ください。

記入例 2 ① 労働保険料のみ充当した場合の例

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)

標準 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
 31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業 (一括有期事業を含む。)

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力確定コード

①労働保険番号 XX301930010-000

②増加年月日(元号：平成は7) 元 月 日 項 元 月 日 項

③事業廃止等年月日(元号：平成は7) 元 月 日 項

④常時使用労働者数 63 ⑤雇用保険被保険者数 63 ⑥免除対象高齢労働者数 7

※各種区分 管轄(2) 保険関係等 業 種 産業分類 01 113 9416 91

あて先 〒XXX-XXXX ○○市○○ ○-○○-○○ ○○労働局 uaj39uuy 労働保険特別会計納入徴収官殿

⑦区分	算定期間 平成28年4月1日 から 平成29年3月31日 まで	⑧保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨保険料一般拠出金率	⑩確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
労働保険料	(イ) 千円	千円	(イ) 1000分の(イ)	2988192 円
労災保険料	(ロ) 千円	千円	(ロ) 1000分の(ロ)	1311902 円
雇用保険法適用者分	(ハ) 千円	千円	(ハ) 1000分の(ハ)	280687 円
高年齢労働者分	(ニ) 千円	千円	(ニ) 1000分の(ニ)	1676290 円
保険料算定対象者分	(ホ) 千円	千円	(ホ) 1000分の(ホ)	3354 円
一般拠出金(注1)	(ヘ) 千円	千円	(ヘ) 1000分の(ヘ)	

⑪区分	算定期間 平成29年4月1日 から 平成30年3月31日 まで	⑫保険料算定基礎額の見込額	⑬保険料率	⑭概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)
労働保険料	(イ) 千円	千円	(イ) 1000分の(イ)	2745518 円
労災保険料	(ロ) 千円	千円	(ロ) 1000分の(ロ)	1327397 円
雇用保険法適用者分	(ハ) 千円	千円	(ハ) 1000分の(ハ)	1418121 円
高年齢労働者分	(ニ) 千円	千円	(ニ) 1000分の(ニ)	
保険料算定対象者分	(ホ) 千円	千円	(ホ) 1000分の(ホ)	

⑮事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑯事業主の電話番号(変更のある場合記入)

⑰延納の申請 納付回数 3 項

⑱申告済概算保険料額 4,586,223 円

⑲申告済概算保険料額 増加概算保険料額 6000012070001 円

⑳差引額 (イ) 充当額 1,598,031 円 (ロ) 不足額 円 (ハ) 不足額(イ)-(ロ) 円 (ニ) 今期労働保険(イ)-(ロ)又は(イ)+(ハ) 円 (ホ) 一般拠出金充当額(ロ)-(イ)-(ハ) 円 (ヘ) 一般拠出金額(ロ)-(イ)-(ハ) 円 (ト) 今期納付額(ニ)+(ヘ) 円

㉑今期納付額 第1期 915,174円 第2期 915,172円 第3期 915,172円

㉒労働保険料充当額(イ) 915,174円 ㉓労働保険料充当額(ロ) 682,857円 ㉔第2期納付額(イ)-(ロ) 232,315円 ㉕第3期納付額(イ)-(ロ) 915,172円

㉖事業又は作業の種類 別紙のとおり

㉗事業廃止等理由 (1)廃止 (2)委託 (3)個別 (4)労働者なし (5)その他

(なるべく折り返さないようにし、やむをえない場合には折り返しマーク(△)の所で折り返してください。)

記
 入
 例

⑱ 申告済概算保険料額 4,586,223円
 ⑩(イ) 確定保険料額 2,988,192円
 ⑳(イ) 充当額 1,598,031円

【計算方法】
 ⑭(イ)2,745,518÷3 = { 第1期分㉒(イ) 915,174円 ← ※余りが生じた場合は、必ず第1期分に加算してください。
 第2期分㉒(チ) 915,172円 (余りは必ず1円または2円となります)
 第3期分㉒(ル) 915,172円 }
 ○第1期の保険料に全て充当し、なお余りがある場合は、原則第2期、第3期に順次残額を充当します。

【今期納付額の計算】
 第1期 ㉒(イ) 915,174円 - ㉒(ロ) 915,174円 + ㉒(ヘ) 3,354円 = 今期納付額 ㉒(ト) 3,354円
 第2期 ㉒(チ) 915,172円 - ㉒(リ) 682,857円 = 今期納付額 ㉒(ヌ) 232,315円

申告済概算保険料額(昨年度申告した額)がまだ納められていない場合には充当できませんのでご注意ください。

記入例 2 ② 一般拠出金のみ充当した場合の例

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)

標準定率 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

31759 労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業 (一括有期事業を含む。)

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力確定コード

①労働保険番号 XX301930010-000

②増加年月日(元号：平成は7) 元月 年 月 日

③事業廃止等年月日(元号：平成は7) 元月 年 月 日

④常時使用労働者数 63 ⑤雇用保険被保険者数 63 ⑥免除対象高年齢労働者数 7

⑦区分 算定期間 平成28年4月1日 から 平成29年3月31日 まで

⑧保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨保険料・一般拠出金率	⑩確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
労働保険料 (イ) 2988192	1000分の(イ)	2988192
労災保険料 (ロ) 1311902	1000分の(ロ)	1311902
雇用保険法適用者分 (ハ) 280687	1000分の(ハ)	280687
高年齢労働者分 (ニ) 1676290	1000分の(ニ)	1676290
保険料算定対象者分 (ホ) 3354	1000分の(ホ)	3354
一般拠出金 (注1)		

⑪区分 算定期間 平成29年4月1日 から 平成30年3月31日 まで

⑫保険料算定基礎額の見込額	⑬保険料率	⑭概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)
労働保険料 (イ) 2745518	1000分の(イ)	2745518
労災保険料 (ロ) 1327397	1000分の(ロ)	1327397
雇用保険法適用者分 (ハ) 1418121	1000分の(ハ)	1418121
高年齢労働者分 (ニ)		
保険料算定対象者分 (ホ)		

⑮事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑯事業主の電話番号(変更のある場合記入)

⑰延納の申請 納付回数 3

⑱申告済概算保険料額 4,586,223

⑲申告済概算保険料額

⑳差引額 (イ) 充当額 3,354 (ロ) 還付額 1,594,677

㉑今期納付額は (イ) 概算保険料額 (イ)の(イ)÷⑳+次期以降の円未満残数 915,174 (ロ) 労働保険料充当額 (ロ)の(イ)÷㉑の(ロ) 915,172 (ハ) 不足額(㉑の(ハ)) 0 (ニ) 今期労働保険料 ((イ)-(ロ)又は(イ)+(ハ)) 915,174 (ヘ) 一般拠出金充当額 (ロ)の(イ)-㉑の(イ) 3,354 (ヘ) 一般拠出金額 (ロ)の(ヘ)-㉑の(ヘ) 0 (ト) 今期納付額(ニ)+(ヘ) 915,174

㉒事業又は作業の種類 別紙のとおり

㉓保険関係成立年月日

㉔事業廃止等理由

(なるべく折り返さないようにし、やむをえない場合には折り返しマーク(△)の所で折り返してください。)

記入例

〔計算方法〕

⑭(イ)2,745,518÷3 = 第1期分㉑(イ) 915,174円 ← ※余りが生じた場合は、必ず第1期分に加算してください。
 第2期分㉑(チ) 915,172円 (余りは必ず1円または2円となります)
 第3期分㉑(ル) 915,172円

〔今期納付額の計算〕

第1期 ㉑(イ) 915,174円 - ㉑(ロ) 0円 + ㉑(ヘ) 0円 = 今期納付額 ㉑(ト) 915,174円

第2期 ㉑(チ) 915,172円 - ㉑(リ) 0円 = 今期納付額 ㉑(ヌ) 915,172円

還付額が出た場合管轄の労働局・労働基準監督署に「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を行ってください。
 申告済概算保険料額(昨年度申告した額)がまだ納められていない場合には充当及び還付の請求はできませんのでご注意ください。

記入例3 充当後還付額が出る場合

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)

標準字 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

31759 労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業 (一括有期事業を含む。)

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力確定コード

①労働保険番号 XX301930010-000

②増加年月日(元号：平成は7) 元月 年 月 日

③事業廃止等年月日(元号：平成は7) 元月 年 月 日

④常時使用労働者数 63 ⑤雇用保険被保険者数 63 ⑥免除対象高年齢労働者数 7

※各種区分 管轄(2) 保険関係等 業種 産業分類 01 113 9416 91

あて先 〒XXX-XXXX ○○市○○ ○-○○-○ ○○労働局 uaj39uuy 労働保険特別会計徴入徴収官殿

⑦区分 算定期間 平成28年4月1日 から 平成29年3月31日 まで

⑧保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨保険料一般拠出金率	⑩確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
労働保険料 (イ) 2988192 円	1000分の(イ)	2988192 円
労災保険料 (ロ) 1311902 円	1000分の(ロ)	1311902 円
雇用保険法適用者分 (ハ) 280687 円	1000分の(ハ)	280687 円
高年齢労働者分 (ニ) 1676290 円	1000分の(ニ)	1676290 円
保険料算定対象者分 (ホ) 3354 円	1000分の(ホ)	3354 円
一般拠出金 (注1) 3354 円	1000分の(ヘ)	3354 円

⑪区分 算定期間 平成29年4月1日 から 平成30年3月31日 まで

⑫保険料算定基礎額の見込額	⑬保険料率	⑭概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)
労働保険料 (イ) 2745518 円	1000分の(イ)	2745518 円
労災保険料 (ロ) 1327397 円	1000分の(ロ)	1327397 円
雇用保険法適用者分 (ハ) 280687 円	1000分の(ハ)	280687 円
高年齢労働者分 (ニ) 1418121 円	1000分の(ニ)	1418121 円
保険料算定対象者分 (ホ) 3354 円	1000分の(ホ)	3354 円

⑮事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑯事業主の電話番号(変更のある場合記入)

⑰延納の申請 納付回数 1 項30

⑱申告済概算保険料額 6,542,568 円

⑲申告済概算保険料額

⑳差引額 (イ) 充当額 2,748,872 円 (ロ) 還付額 805,504 円

㉑当期別納付額 第2期 2,745,518 円 第3期 2,745,518 円

㉒事業又は作業の種類 別紙のとおり

㉓事業廃止等理由

⑳(イ) 充当額 2,748,872円

㉑(ロ) 還付額 805,504円

⑳(イ) 充当額 2,748,872円

㉑(ロ) 還付額 805,504円

記入例

なるべく折り曲げないよう()、()の所で折り曲げてください。

石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき、労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金

⑧⑩⑫⑭⑲の(ロ)欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい。

還付額が出た場合管轄の労働局・労働基準監督署に「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を行ってください。

(納付する保険料がない場合は申告書を金融機関・郵便局へ提出することはできません。)
(管轄の労働局・労働基準監督署へ直接ご提出いただくか、郵送されるようお願いいたします。)

申告済概算保険料額(昨年度申告した額)がまだ納められていない場合には充当及び還付の請求はできませんのでご注意ください。

9 還付請求する場合について

◎ 還付金の請求について

記入例2②、3のように概算保険料および一般拠出金への充当後に還付が生じる場合は、「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出してください。

◎ 「労働保険料・一般拠出金還付請求書」の取得方法について

- ①厚生労働省HP (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html>) からダウンロードできます。(事業主控が必要な場合はコピーをご用意ください。)
- ②労働局又はお近くの労働基準監督署にあります。
なお、郵便にて請求される場合は、返信用の封筒を同封の上、「労働保険料・一般拠出金還付請求書が必要」である旨を記載し、送付してください。

記入例

還付金を振込む金融機関名（金融機関名は省略しないで正確に）及び支店名を記入してください。また、ゆうちょ銀行への振り込みを希望する場合も、この欄に記入してください。なお、ネット銀行の一部には振込が出来ない場合があります。

郵便局での受取りを希望する場合は、こちらの欄に記入してください。（指定できない郵便局もあります。）

口座の種別・口座の番号を記入してください。
※口座種別の記入誤りにご注意ください。

ゆうちょ銀行への振り込みを希望する場合は、5桁の「記号」-8桁の「番号」をこちらの欄にご記入ください。

年度更新の場合は「1」を、事業終了の場合は「2」をご記入ください。

様式第8号(第36条関係) 労働保険 労働保険料 還付請求書 石綿健康被害救済法 一般拠出金

還付金の種別 労働保険料・一般拠出金

種別 31751 都道府県(所管)管轄(1) 基幹番号 検査番号 修正項目番号 修正項目

労働保険番号 XX301930010-0000

① 還付金の払渡しを受けることを希望する金融機関（金融機関のない場合は郵便局）

金融機関名(漢字) ○○銀行 種別 1 口座番号 1234567 項3

支店名(漢字) XX支店 郵便局番号 項4

金融機関コード 1234 支店コード 123 フリガナ 労働保険事務組合○○商店街復興組合 労働保険事務組合○○商店街復興組合 項5 項6 項7

郵便局名(漢字) 区・市・部(漢字) 項8

② 還付請求額 (注意)各欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい

(ア) 納付した概算保険料の額又は納付した確定保険料の額 6542568 円 項9

(イ) 確定保険料の額又は改定確定保険料の額 2988192 円 項10

(ウ) 差額 3554376 円 項11

(エ) 労働保険料等・一般拠出金への充当額(詳細は以下③)

(オ) 労働保険料等に充当 2745518 円 項12

(カ) 一般拠出金に充当 3354 円 項13

(キ) 労働保険料還付請求額 (ク) - (オ) - (カ) 805504 円 項14

(ク) 納付した一般拠出金 項15

(ケ) 改定した一般拠出金 項16

(コ) 差額 項17

(サ) 一般拠出金・労働保険料等への充当額(詳細は以下)

(シ) 一般拠出金に充当 項18

(ス) 労働保険料等に充当 項19

(セ) 一般拠出金還付請求額 (コ) - (シ) - (ス) 項20

③ 労働保険料等への充当額内訳

充当天	充当天	労働保険料等の種別	充当額
29年度(概算)	29年度(概算)	確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	2745518 円
29年度(概算)	29年度(概算)	確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	3354 円

上記のとおり還付を請求します (郵便番号 XXX-XXXX) 電話(XXX-XXX-XXXX)番

住所 〇〇市〇〇X-X

事業主 名称 労働保険事務組合○○商店街復興組合 記名押印又は署名(捺印)

氏名 組合長 ○〇〇〇 (法人のときは、その名称及び代表者の氏名)

修正項目(英数・カナ) 1 1 7-29 項21

修正項目(漢字)

社会保険 作成年月日・提出代行番号・事務代理者の表示 氏名 電話番号

労働士 記載欄 労働士 電話番号

電話〇〇-△△△-XXXX 担当:〇X

この欄は記入しないでください。

口座名義人欄には必ず通帳等に表記されているカタカナでフリガナを記入してください。

還付請求書を提出する年度を、元号「7」を付けてご記入ください。

『事業主』欄と連絡先が異なる場合は、ここに連絡先・電話番号をご記入ください。

10 一括有期事業の申告書の書き方

● 年度更新手続

建設の事業では、労働保険料の申告・納付のほか、**一括有期事業総括表・一括有期事業報告書**（建設の事業）が必要です。立木伐採等の林業では、「**一括有期事業報告書**（立木の伐採の事業）」が必要です。

提出につきましては、管轄の労働基準監督署または労働局にお願いします。（金融機関では申告書・領収済通知書のみ受け取ります。）

● 一括有期事業の要件（建設の事業）

建設の事業については、一つの工事に係る請負金額が1億8千万円未満（消費税額を除く（※））、かつ、概算保険料額が160万円未満の場合一括して申告（徴収法第7条）することになっていますが、一括できる工事は事務所の所在地を管轄する都道府県労働局の管轄区域、又はこれと隣接する都道府県労働局の管轄区域で管轄の区域で行う工事です。（P.23参照）

なお、「機械装置の組立て又はすえ付けの事業」は、全国で行う工事が一括扱いできます。

立木の伐採の事業については、素材の生産量が1000立方メートル未満でかつ概算保険料額が160万円未満の事業については、一括扱いができます。

*一括有期事業の要件に該当しない事業の場合は、1現場ごとに一つの事業として（これを「単独有期事業」といいます。）、その事業が開始されるごとに労災保険加入の手続をすることとなります。

● 申告する工事

1～3のいずれの要件も満たす工事は、一括有期事業の対象となりますので、取りまとめて確定申告していただくことになります。

1 元請工事

元請負により、有期事業の一括扱いが出来る区域で実施した工事。

2 請負金額および概算保険料

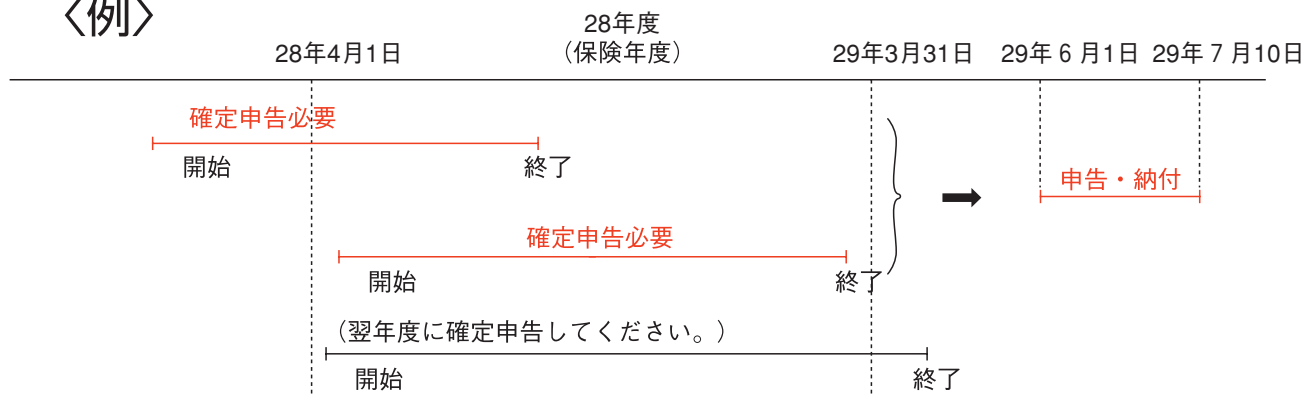
1工事の請負金額が**1億8千万円未満**（消費税額を除く（※））、かつ概算保険料額が**160万円未満**の工事。

3 工事期間

次に例示した**赤線**の工事、つまり、算定年度内（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）に終了した工事。

（平成28年3月31日以前に開始している工事の算入もれがないよう注意してください。）

〈例〉



※平成27年3月31日以前に開始された工事については、1億9千万円未満（消費税額を含む）

● 保険料の算定のしかた

建設の事業における労災保険料の算定方法には、「賃金」による場合と、「請負金額」による場合があります。

1 支払賃金による算定

準備作業、周辺作業を含めその工事における元請、下請、孫請等のすべての労働者の賃金を正確に把握し、かつ、作業日報、賃金台帳の原本等の帳簿書類を3年間保存している場合は、支払賃金に保険料率を乗じて保険料を算定してください。この場合、通勤手当や賞与等の一時金も算入されますからご注意ください。なお、同日に2以上の現場に従事する場合、各工事等への按分計算は認められていませんので、この場合は「請負金額」により算定してください。

2 請負金額による算定(賃金総額を正確に算定することが困難なもの)

建設の事業において、賃金総額が正確に把握し得ない場合には、請負金額に労務費率を乗じて得た額を賃金総額とし、これに保険料率を乗じて保険料を算定してください。

請負金額とは、工事請負契約上の代金、つまり請負代金に、支給資材等の価額相当額や貸与された機械や資材の賃貸料及び損料相当額を加え、そして、告示によって特定された控除対象工事用物(注)のみを控除したものをいいます。

※請負金額に係る消費税額の取扱いについては、P26を参照してください。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{請負代金} \\ \hline \text{(契約金額・施工} \\ \text{からの金銭給与)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{請負代金に加算する額} \\ \hline \text{(支給材の価額相当額+貸与物の} \\ \text{賃貸料や損料相当額)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{請負代金から控除する額} \\ \hline \text{下記(注)参照} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{請負金額} \\ \hline \end{array}$$

(注) 請負代金から控除する対象工事用物は、「機械装置の組立て又はすえ付けの事業」(業種番号36)の機械装置のみです。P.22を参照してください。

● 一括有期事業の要件(立木の伐採の事業)

立木の伐採の事業においては、素材の見込生産量が1000立方メートル未満でかつ概算保険料額が160万円未満の事業の場合一括して申告(徴収法第7条)することになっていますが、一括扱いできる事業は、隣接県及び厚生労働大臣が指定した都道府県の区域で行う事業に限られます。

申告する事業の算定期間については、P.20の工事期間(例)をご参照ください。

● その他

① 林業の申告について

業種が林業(立木の伐採等)の場合の申告については、「一括有期事業報告書(立木の伐採の事業)」に立木の伐採の事業の名称、所在地、期間、素材の生産量、賃金総額等を記入し、申告書内訳に転記してください。(「一括有期事業総括表」は必要ありません。)

② 建設業の事務所の労災保険について

事務員(現場以外での業務に従事する者を含む。)を雇用している場合は、一括有期事業の労災保険とは別に「事務所」として管轄の労働基準監督署で労災保険加入の手続きが必要になります。

③ 一括有期事業開始届(様式第3号)について

一括有期事業の対象となる個々の工事を始めた場合、**工事開始の翌月10日までに**前月に開始した工事を、「一括有期事業開始届」により管轄の労働基準監督署に提出しなければなりません。手続きに必要な用紙は各労働基準監督署で入手できるほか、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。(下記URLもしくは「労働保険関係各種様式」で検索してください)
<URL><http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html>

④一括されない有期事業（単独有期事業）

一括の要件に該当しない建設事業又は立木の伐採の事業は、一工事現場又は一作業現場ごとに一つの事業として、その事業が開始されるごとに労災保険加入の手続をすることとなります。

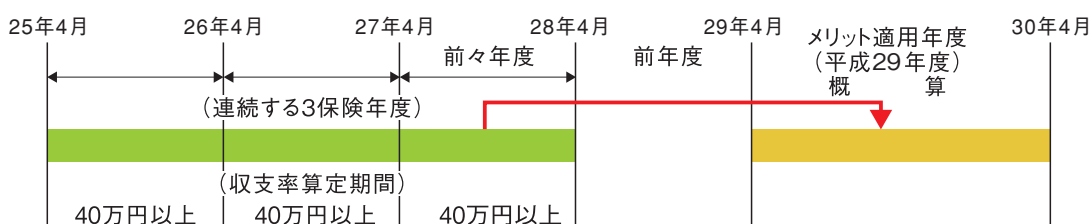
具体的な手続としては、事業開始から10日以内にその事業を管轄する労働基準監督署に「保険関係成立届」を提出し、20日以内に「概算保険料申告書(有期事業)」を金融機関又は管轄労働基準監督署・労働局に提出し、概算保険料の申告・納付をすることとなります。

その事業が終了したときは、50日以内に「確定保険料・一般拠出金申告書(有期事業)」を提出し、すでに申告・納付してあった概算保険料を精算する必要があります。

⑤労災保険のメリット制について

メリット制は、事業主の保険料負担の公平を図るために、個々の事業場の労働災害の多寡に応じて事業の種類ごとに定められた労災保険率を、一定の範囲内で引き上げたり、引き下げたりする制度です。

一括有期事業については、保険関係成立後3年以上(3月31日現在)経過し、過去3保険年度連続して、確定保険料の額が**40万円以上**の事業が該当します。



昨年度、メリット制が適用されていた事業場については、「一括有期事業総括表」の「保険料率」の「メリット料率」欄に、**昨年度送付した「平成28年度労災保険率決定通知書」**に記載されているメリット料率を記入し、労災保険料を算出してください。

平成29年度も引き続きメリット制の適用となっている事業場については、「**平成29年度労災保険率決定通知書**」が同封されていますので、該当する「事業の種類」のメリット率により、概算保険料額を算出してください。

平成29年度の概算保険料からメリット制の非適用となる事業場については、基準料率により、労災保険料を算出してください。

⑥機械装置の範囲

労災保険料の算定にあたって、請負代金から控除することができる、「機械装置の組立て又はすえ付けの事業」（業種番号36）における機械装置の範囲については、下記のとおり具体例が示されています。

- | | | |
|---------------|-------------------|----------------------------|
| 1. 湿式排煙脱硫装置 | 8. 発泡ポリスチレンプラント | 15. 水力発電設備 |
| 2. 火力発電所ボイラー | 9. 電気集塵装置 | 16. 索道(ロープウェイ、ゴンドラリフト、リフト) |
| 3. 原子炉 | 10. ガス発生装置 | |
| 4. ゴミ焼却装置 | 11. 水処理設備 | |
| 5. 原子力発電所タービン | 12. エレベーター | |
| 6. 抄紙機(改造) | 13. エスカレーター | |
| 7. 連続鋳造機 | 14. 石油精製、石油化学プラント | |

有期事業の一括ができる都道府県労働局の管轄区域一覧表

事務所の所在地の都道府県	有期事業の一括ができる都道府県等									
北海道	<u>青森県</u>									
青森県	<u>北海道</u>	岩手県	秋田県							
岩手県	青森県	宮城県	秋田県							
宮城県	岩手県	秋田県	山形県	福島県						
秋田県	青森県	岩手県	宮城県	山形県						
山形県	宮城県	秋田県	福島県	新潟県						
福島県	宮城県	山形県	茨城県	栃木県	群馬県	新潟県				
茨城県	福島県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県			
栃木県	福島県	茨城県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県			
群馬県	福島県	茨城県	栃木県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	長野県	
埼玉県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県	長野県	静岡県	
千葉県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	東京都	神奈川県	静岡県			
東京都	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	神奈川県	山梨県	静岡県		
神奈川県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	山梨県	静岡県		
新潟県	山形県	福島県	群馬県	東京都	富山県	長野県				
富山県	新潟県	石川県	長野県	岐阜県						
石川県	富山県	福井県	岐阜県							
福井県	石川県	岐阜県	滋賀県	京都府						
山梨県	埼玉県	東京都	神奈川県	長野県	静岡県					
長野県	群馬県	埼玉県	新潟県	富山県	山梨県	岐阜県	静岡県	愛知県		
岐阜県	富山県	石川県	福井県	長野県	愛知県	三重県	滋賀県			
静岡県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県	長野県	愛知県			
愛知県	長野県	岐阜県	静岡県	三重県						
三重県	岐阜県	愛知県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県		
滋賀県	福井県	岐阜県	三重県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県			
京都府	福井県	三重県	滋賀県	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	岡山県	
大阪府	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	奈良県	和歌山県	鳥取県	岡山県	徳島県	香川県
兵庫県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県				
奈良県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県				
和歌山県	三重県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	徳島県				
鳥取県	京都府	兵庫県	鳥根県	岡山県	広島県					
鳥根県	鳥取県	岡山県	広島県	山口県						
岡山県	京都府	大阪府	兵庫県	鳥取県	鳥根県	広島県	香川県	愛媛県		
広島県	鳥取県	鳥根県	岡山県	山口県	香川県	愛媛県				
山口県	鳥根県	広島県	愛媛県	福岡県	大分県					
徳島県	大阪府	兵庫県	和歌山県	香川県	愛媛県	高知県				
香川県	大阪府	兵庫県	岡山県	広島県	徳島県	愛媛県	高知県			
愛媛県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	高知県	大分県			
高知県	徳島県	香川県	愛媛県							
福岡県	山口県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県			
佐賀県	福岡県	長崎県	熊本県	大分県						
長崎県	福岡県	佐賀県	熊本県							
熊本県	福岡県	佐賀県	長崎県	大分県	宮崎県	鹿児島県				
大分県	山口県	愛媛県	福岡県	佐賀県	熊本県	宮崎県				
宮崎県	熊本県	大分県	鹿児島県							
鹿児島県	熊本県	宮崎県								
沖縄県	-									

※下線は厚生労働大臣が指定する都道府県労働局の管轄区域

事業の種類・労務費率・保険料率一覧表

業種 番号	事業の種類	工事開始日が 平成18年4月1日～ 平成21年3月31日 のもの		工事開始日が 平成21年4月1日～ 平成24年3月31日 のもの		工事開始日が 平成24年4月1日～ 平成27年3月31日 のもの		工事開始日が 平成27年4月1日 以降のもの	
		労務費率	保険料率	労務費率	保険料率	労務費率	保険料率	労務費率	保険料率
31	水力発電施設 ずい道等新設事業	19%	1000分の 118	19%	1000分の 103	18%	1000分の 89	19%	1000分の 79
32	道路新設事業	21	21	21	15	20	16	20	11
33	ほ装工事業	20	14	19	11	18	10	18	9
34	鉄道又は軌道新設事業	23	23	24	18	23	17	25	9.5
35	建築事業 (既設建築物設備工事業を除く。)	21	15	21	13	21	13	23	11
38	既設建築物設備工事業	21	14	22	14	22	15	23	15
36	機械装 置の組立 て又はす え付けの 事業	組立て又は取付 けに関するもの	14	40	9	38	7.5	40	6.5
		その他のもの		21		22		21	
37	その他の建設事業	24	21	24	19	23	19	24	17

11 一括有期事業報告書(様式第7号)の記入

- 平成28年度中に終了した一括有期対象事業(元請分)をもれなく記入し、32～33ページの「労災保険率適用事業細目」を参考に、「事業の種類」ごとに別葉としてください。
- 「事業の種類」を分けるにあたっては、「労災保険率適用事業細目表」(32～33ページ)を参考にしてください。
- 右記の記入例(27ページ)にならって、「一括有期事業総括表」の「事業開始時期」欄に記載された期間ごとに分けて記入し、それぞれの合計額(記入例では「小計」)も記入してください。その際、「平成27年3月31日以前のもの」については、「平成25年9月30日以前のもの」と「平成25年10月1日以降平成27年3月31日以前のもの」の期間に分けて記入してください。
- 「㊤請負代金に加算する額」欄には、工事用の資材などを支給され、または機械器具等を貸与された場合には、支給された物の価額相当額または機械器具等の損料相当額を計上してください。
- 「㊦請負代金から控除する額」欄には、請負代金の額に告示された控除対象工事用物(業種番号36の機械装置のみ認められています。22ページを参照してください。)の価格が含まれている場合、控除対象工事用物の価額相当額を計上してください。
- 賃金で算定する工事は、右記の記入例(27ページ)にならって、「㊧請負代金の額」欄、「㊨請負金額」欄には該当する請負金額を、「㊩賃金総額」欄には該当する賃金総額を**かっこ書きで記入**してください。
- 請負金額は、平成27年4月1日以降に開始された工事については消費税を除いた額を、平成27年3月31日以前に開始された工事については消費税を含めた額を記入してください。
- 労務費率により保険料の算定基礎となる賃金総額を算出する場合、平成25年10月1日から平成27年3月31日までに開始した工事については、消費税率等に係る暫定措置が適用されます。
そのため、一括有期事業報告書(建設の事業)の作成にあたり、上記3の「平成25年10月1日以降平成27年3月31日以前のもの」の期間の「㊨請負金額」欄の「計(小計)」については、右記の記入例(27ページ)にならって2段に分割し、**上段については消費税相当額を含めた請負金額を、下段については上段の額に108分の105を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額。)**を記入してください。

【事業の開始時期ごとの消費税額の取扱いについて】

事業の開始時期により、取扱いが以下のように異なりますのでご注意ください。

事業の開始時期	請負金額	消費税率等に係る暫定措置
①工事開始日が平成25年9月30日以前のもの	消費税を含む	適用されない
②工事開始日が平成25年10月1日～平成27年3月31日までのもの	消費税を含む	適用される (請負金額に108分の105を乗じる)
③工事開始日が平成27年4月1日以降のもの	消費税を除く	適用されない

○ 計算方法の例

- ①事業の期間：平成25年9月1日～平成28年4月30日、請負金額8,610,000円(うち消費税額410,000円)、事業の種類が38の場合
 $8,610,000\text{円(消費税込み)} \times 22\%(\text{労務費率}) = 1,894,200\text{円(賃金総額)}$
- ②事業の期間：平成26年12月1日～平成28年5月29日、請負金額5,400,000円(うち消費税額400,000円)、事業の種類が38の場合
 $5,400,000\text{円(消費税込み)} \times 105 / 108 = 5,250,000\text{円(消費税率等に係る暫定措置適用後の請負金額)}$
 $5,250,000\text{円(消費税率等に係る暫定措置適用後の請負金額)} \times 22\%(\text{労務費率}) = 1,155,000\text{円(賃金総額)}$
- ③事業の期間：平成28年4月10日～平成29年3月15日、請負金額23,760,000円(うち消費税額1,760,000円)、事業の種類が38の場合
 $22,000,000\text{円(消費税抜き)} \times 23\%(\text{労務費率}) = 5,060,000\text{円(賃金総額)}$

記入例

※平成28年度中に終了した元請工事がない場合は、報告書の提出は必要ありません。

様式第7号

この3部は確定保険料申告の際に記載し、正、副を提出する。

労働保険 一括有期事業報告書（建設の事業）

事業
主 控

2 枚のうち 1 枚目

労働保険番号	府 県 所 属 管 轄										基 幹 番 号				枝 番 号			
	x	x	1	0	1	6	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
事業の名称	事業場の所在地		事業の期間		① 請負金額の内訳				②	③								
					④ 請負代金の額	⑤ 請負代金に 加算する額	⑥ 請負代金から 控除する額	⑦ 請負金額	労務 費率	賃金総額								
〇〇ハイツ新築工事	〇〇市 〇〇-〇-〇		24年 3月 1日 から 28年 5月 1日 まで		94,500,000			94,500,000	21	19,845,000								
(平成24年3月31日以前 工事開始分)	(小計)		年 月 日 から 年 月 日 まで					94,500,000		19,845,000								
××部新築工事	××市 ××-×-×		28年 4月 1日 から 28年 9月 30日 まで		20,000,000			20,000,000	23	4,600,000								
△△部増築工事 他8件	△△市 △△-△-△		28年 5月 1日 から 29年 3月 15日 まで		35,000,000			35,000,000	23	8,050,000								
(平成27年4月1日以降 工事開始分)	(小計)		年 月 日 から 年 月 日 まで					55,000,000		12,650,000								
事業の種類	35 建築事業 (建設建築物設備工事業を除く)		計		149,500,000			149,500,000		32,495,000								

前年度中(保険関係が消滅した日までに廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

29年 6月 12日

〒 〇〇市 〇〇-〇-〇

株式会社 〇〇工務店
代表取締役 〇〇 〇〇

郵便番号(〇〇〇 - 〇〇〇〇)
電話番号(〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇)

氏名 〇〇 〇〇

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・ 提出代行者・ 事務代理者の表示	氏名	電話番号

(注意)

① 報告書の記載に当たっては、平成19年3月31日までに事業(工事)を開始したものと、同年4月1日以降に事業(工事)を開始したものとを別業とすること。

② 社会保険労務士記載欄は、この報告書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

様式第7号(第34条関係) (甲) [別紙]

工事件数が多い場合、2枚目以降は別紙をご使用ください。

平成25年10月1日～平成27年3月31日工事開始分の請負金額の小計欄については、上段は消費税額を含めた請負金額、下段は上段の額に108分の105を乗じて得た額を記入してください。

平成25年10月1日～平成27年3月31日工事開始分の賃金総額の小計欄については、上段は個々の賃金総額の合計額、下段は「⑦請負金額」の小計欄の下段の額(暫定措置適用後の額)に労務費率を乗じて得た額を記入してください。

賃金で算定した工事を含む場合、上段は賃金で算定した合計(小計)額をカッコ書きで、下段は請負金額による賃金総額の合計(小計)額、その下の欄外に上段と下段の合計(小計)額を記入してください。

500万円未満の工事。

500万円未満の工事。

賃金で算定した工事を含んでいる場合は、このようにカッコをしておいてください。

平成25年9月30日以前工事開始分の小計の額と平成25年10月1日～平成27年3月31日工事開始分の小計の欄の下段の額の合算額を記入してください。

労働保険番号	府 県 所 属 管 轄										基 幹 番 号				枝 番 号			
	x	x	1	0	1	6	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
事業の名称	事業場の所在地		事業の期間		① 請負金額の内訳				②	③								
					④ 請負代金の額	⑤ 請負代金に 加算する額	⑥ 請負代金から 控除する額	⑦ 請負金額	労務 費率	賃金総額								
市営住宅内装工事	〇〇市 〇-〇-〇		25年 9月 1日 から 28年 4月 30日 まで		8,610,000			8,610,000	22	1,894,200								
(平成25年9月30日以前 工事開始分)	(小計)		年 月 日 から 年 月 日 まで					8,610,000		1,894,200								
〇〇部内装工事	〇〇市 〇-〇〇-〇〇		26年 12月 1日 から 28年 5月 29日 まで		5,400,000			5,400,000	22	1,188,000								
(平成25年10月1日 ～平成27年3月31日工事開始分)	(小計)		年 月 日 から 年 月 日 まで					5,400,000		1,188,000								
(平成27年3月31日以前 工事開始分)	(小計)		年 月 日 から 年 月 日 まで					5,250,000	22	1,155,000								
××部内装工事	××-××-×		28年 4月 1日 から 28年 5月 31日 まで		(6,000,000)			(6,000,000)	賃金で算定									
△△部内装工事 他10件	△△市 △△-△-△		28年 4月 10日 から 29年 3月 15日 まで		22,000,000			22,000,000	23	5,060,000								
(平成27年4月1日以降 工事開始分)	(小計)		年 月 日 から 年 月 日 まで					(6,000,000)		(852,600)								
	(小計)		年 月 日 から 年 月 日 まで					22,000,000		5,060,000								
事業の種類	38 建設建築物設備工事業		計		(6,000,000)			(6,000,000)										
					36,010,000			36,010,000		8,994,800								
								35,860,000		8,961,500								
									計	5,912,600								

12 一括有期事業総括表の書き方・記入例

- 一括有期事業報告書に記入していただいた工事をとりまとめるのが総括表です。
一括有期事業報告書から、総括表で分類してあります**事業の種類、事業開始時期**ごとに「一括有期事業報告書」の「請負金額」と「賃金総額」欄の金額を「一括有期事業総括表」の該当する箇所に転記してください。その額に、該当する労災保険率を乗じて**業種ごとの保険料額**を計算してください。
- 昨年度(平成28年度)にメリット制が適用されている事業場は、**昨年度送付している「労災保険率決定通知書」**により、保険料額を計算してください。

なお、この場合一括されている各事業の開始時期における労災保険率(基準料率)と当該事業の終了した日の属する保険年度のメリット増減率を用いて算出した労災保険率(メリット料率)により労災保険料を算定します。

事業の開始時期によってメリット料率が異なる場合がありますのでご注意ください。

1円未満の端数が出た場合は、切り捨ててください。

以上の計算を総括表で行って記入をし、保険料額の合計を、「概算・確定保険料・一般拠出金申告書」の⑩の(イ)(ロ)労災保険分確定保険料額欄に転記してください。

※平成28年度中に終了した元請工事がない場合は、報告書の提出は必要ありません。

この3部は確定保険料申告の際に記載し、正、副を提出する。

様式第7号(第34条関係)(甲) 労働保険
一括有期事業報告書(建設の事業)

労働保険番号	府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号	請負金額の内訳			② 労務費率	③ 賃金総額
						① 請負代金の額	④ 請負代金に 加算する額	⑤ 請負代金から 控除する額		
〇〇ハイツ新築工事	〇〇市	〇〇〇-〇-〇	24年 3月 1日	28年 5月 1日	94,500,000		94,500,000	21	19,845,000	
(平成24年3月31日以前 工事留給分)		(小計)	年 月 日	年 月 日	94,500,000		94,500,000		19,845,000	
××邸新築工事	××市	××-×-×	25年 4月 1日	25年 9月 30日	20,000,000		20,000,000	23	4,600,000	
△△邸増築工事 他5件	△△市	△△-△-△	25年 5月 1日	29年 3月 15日	35,000,000		35,000,000	23	8,050,000	
(平成27年4月1日以降 工事留給分)		(小計)	年 月 日	年 月 日	55,000,000		55,000,000		12,650,000	
事業の種類	35 建築事業 (施設建築物設備工事業を除く)			計	149,500,000		149,500,000		32,495,000	

前年度中(保険関係が消滅した日まで)に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

24年 6月 12日

〇〇 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

郵便番号(XXX - XXXX)
電話番号(XXX - XXX - XXXX)

住所 〇〇市 〇〇 〇-〇-〇

事業主 株式会社 〇〇工務店
氏名 代表取締役 〇〇〇 (法人のときはその名称及び代表者の氏名)

平成 年 月 日
提出代行者・
事務代理者の表示 氏名 電話番号

社会保険
記録欄

① 報告書の記載に当たっては、平成19年3月31日までに事業(工事)を開始したものと、同年4月1日以後に事業(工事)を開始したものとを別業とすること。
② 社会保険労務士記載欄は、この報告書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

様式第7号(第34条関係)(甲)(別紙)

労働保険番号	府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号	請負金額の内訳			② 労務費率	③ 賃金総額
						① 請負代金の額	④ 請負代金に 加算する額	⑤ 請負代金から 控除する額		
市営住宅内装工事	〇〇市	〇-〇-〇	25年 9月 1日	28年 4月 30日	8,610,000		8,610,000	22	1,894,200	
(平成25年9月30日以前 工事留給分)		(小計)	年 月 日	年 月 日	8,610,000		8,610,000		1,894,200	
〇〇邸内装工事	〇〇市	〇〇〇-〇-〇	26年 12月 1日	28年 5月 29日	5,400,000		5,400,000	22	1,185,000	
(平成25年10月1日 ～平成27年3月31日以前 工事留給分)		(小計)	年 月 日	年 月 日	5,400,000		5,400,000		1,185,000	
××邸内装工事	××市	××-××-×	28年 4月 1日	28年 5月 31日	(6,000,000)		(6,000,000)	賃金で算定	(852,600)	
△△邸内装工事 他10件	△△市	△△-△-△	28年 4月 10日	29年 3月 15日	22,000,000		22,000,000	23	5,060,000	
(平成27年4月1日以降 工事留給分)		(小計)	年 月 日	年 月 日	(6,000,000)		(6,000,000)		(852,600)	
事業の種類	35 施設建築物設備工事業			計	(6,000,000)		(6,000,000)		5,994,500	
					36,010,000		35,560,000		8,961,800	

記入例

※平成28年度中に終了した元請工事がない場合は、総括表の提出は必要ありません。

別添様式

労働保険等 平成28年度一括有期事業総括表（建設の事業）

この3部は確定保険料申告の際に記載し、正、副を提出する。 **事業主控**

労働保険番号	X X 1 0 1 6 0 0 1 0 1 0 0 0	一括有期事業報告書 2枚添付
--------	-----------------------------	----------------

業種番号	事業の種類	事業開始時期	請負金額	労務率	賃金総額	保険料率		保険料額
						基準料率	メリット料率	
31	水力発電施設、ずい道等新設事業	平成24年3月31日以前のもの		19		103		
		平成27年3月31日以前のもの		18		89		
32	道路新設事業	平成27年4月1日以降のもの		19		79		
		平成24年3月31日以前のもの		21		15		
33	舗装工事業	平成27年3月31日以前のもの		20		16		
		平成27年4月1日以降のもの		18		11		
34	鉄道又は軌道新設事業	平成24年3月31日以前のもの		19		11		
		平成27年3月31日以前のもの		18		10		
35	建築事業	平成27年4月1日以降のもの	94,500,000	24		9		
		平成24年3月31日以前のもの		21	19,845	13		257,985
38	既設建築物設備工事業	平成27年4月1日以降のもの	55,000,000	23		11		
		平成24年3月31日以前のもの		22	3,049	14		45,735
36	機械装置の組立て又は据付けの事業	平成27年4月1日以降のもの	13,860,000	23		15		
		平成24年3月31日以前のもの	(6,000,000) 22,000,000	23	5,912	9		88,680
37	その他の建設事業	平成27年4月1日以降のもの		40		9		
		平成24年3月31日以前のもの		38		6.5		
合計		平成27年4月1日以降のもの		22		9		
		平成24年3月31日以前のもの		21		7.5		
					①			
合計						41,456		531,550

注
4 3 2 1
事業報告書（様式第7号（甲））に記入した事業（工事）を、事業の種類ごとに合算し、本表により確定保険料を計算すること。
前年度にメリット制が適用された事業については、メリット料率を記入のうえ確定保険料を計算すること。
一般拠出金とは、石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき労災保険適用事業主から徴収する拠出金と
一般拠出金は事業（工事）開始時期が平成19年4月1日以降のすべての事業（工事）を徴収対象とする。

賃金で算定した額と労務率で算定した額の合計

メリット制が適用されている場合は、**昨年度の労災保険率決定通知書**等を参照しメリット率を記入の上計算してください。

一般拠出金は平成19年4月1日以降開始の工事のみ対象となります。

①(①を除いた合計)	③一般拠出金率	一般拠出金額 (②×③)
41,456 千円	1000分の0.02	829 円

別添一括有期事業報告書の明細を上記のとおり総括して報告します。

平成 29 年 6 月 12 日

郵便番号(XXX - XXXX)
電話番号(XX - XXX - XXXX)

1円未満の端数は切り捨て

〇〇労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

住所 〇〇市〇〇 〇-〇-〇

事業主 株式会社〇〇工務店
氏名 代表取締役 〇〇〇〇
(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
----------------------	----	------

労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告書

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力徴収コード

① 都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号
 労働保険番号 XX101900105-000

② 増加年月日(元号;平成は7) ③ 事業廃止等年月日(元号)

④ 常時雇用労働者数 ⑤ 雇用保険被保険者数 ⑥ 免状者数

(なるべく折り曲げないよう) (折る場合) (折り曲げマーク) (の所で折り曲げて下さい。)

⑦ 区分	算定期間 平成28年	⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額
労働保険料 (イ)		
労働保険分 (ロ)		41456
雇用保険法適用者分 (ハ)		
高年齢労働者分 (ニ)		
保険料算定対象者分 (ホ) (ハ) (ニ)		
一般拠出金 (注1)		41456

① 区分	算定期間 平成29年	⑩ 保険料算定基礎額の見込額
労働保険料 (イ)		
労働保険分 (ロ)		41456
雇用保険法適用者分 (ハ)		
高年齢労働者分 (ニ)		
保険料算定対象者分 (ホ) (ハ) (ニ)		

⑬ 申告済概算保険料額	500
⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	

⑳ 全期支払額は	㉑ 第1期	㉒ 第2期	㉓ 第3期
177,184円	177,183円	177,183円	177,183円
⑳ 加入している労働保険	㉑ 労働保険	㉒ 雇用保険	㉓ 特掲事業
(イ) 所在地	(イ) 該当する	(ロ) 該当しない	
㉔ 事業 (ロ) 名称			

切りはなさないで下さい。

領収済通知書 (労働)

※取扱庁名 ○○労働局 ※取扱庁番号 000753311

30841

労働保険番号 XX101900105-000

※会計年度(元号;平成は7) ※徴収年度(元号;平成は7) ※取納年月日(元号;平成は7)

7-29 7-29

納付の目的

1. 平成 29年度 1期 (全額又は1期)

2. 平成 28年度 確定

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、

13 建設の事業の申告書の書き方・記入例

「労働保険料算定基礎賃金等の報告」と「一括有期事業報告書」や「一括有期事業総括表」により「保険料・拠出金申告書内訳」を作成します。

作成した「保険料・拠出金申告書内訳」で算出した概算保険料額、確定保険料額等を申告書に転記してください。

「一般拠出金」

一般拠出金は一括有期事業総括表より転記してください。
 平成19年4月1日以降開始した工事で、平成29年3月31日までに終了した工事が無い場合は、「0」を記入します。
 1円未満の端数は切り捨ててください。

⑫欄 「期別納付額」

延納する場合は3期別に納付額を記入してください。

⑭の(イ)欄 29年度概算保険料 531,550円 ÷ ⑰欄 納付回数 3回 = 177,183円 (余り1円)

- 第1期 177,184円
- 第2期 177,183円
- 第3期 177,183円

(←余り1円加算)
 1円又は2円の余りが生じた時は、必ず第1期分へ加算してください。

機械処理に支障をきたしますので、領収済通知書(納付書)に印書されている所在地・名称等は訂正しないでください。

14 労災保険率適用事業細目表

事業の種類 の分類	事業の種類 の番号	事業の種類	事業の種類 の細目
建設事業	31	水力発電施設、 隧道等新設事業	3101 水力発電施設新設事業 3102 高えん堤新設事業 3103 隧道新設事業
	32	道路新設事業	3201 道路の新設に関する建設事業及びこれに附帯して行われる事業 (3103) 隧道新設事業及び (35) 建築事業を除く。
	33	ほ装工事業	3301 道路、広場、プラットホーム等のほ装事業 3302 砂利散布の事業 3303 広場の展圧又は芝張りの事業
	34	鉄道又は軌道新 設事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業（建設工事中用機械以外 の機械の組立て又はすえ付けの事業を除く。） 3401 開さく式地下鉄道の新設に関する建設事業 3402 その他の鉄道又は軌道の新設に関する建設事業 (3103) 隧道新設事業及び (35) 建築事業を除く。
	35	建築事業 ((38) 既設建築 物設備工事業を 除く。)	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業（建設工事中用機械以外 の機械の組立て又はすえ付けの事業を除く。） 3501 鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの家屋 の建設事業（ (3103) 隧道新設事業の態様をもって行われるも のを除く。） 3502 木造、れんが造り、石造り、ブロック造り等の家屋の建設事業 3503 橋りょう建設事業 イ 一般橋りょうの建設事業 ロ 道路又は鉄道の鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの 高架橋の建設事業 ハ 跨線道路橋の建設事業 ニ さん橋の建設事業 3504 建築物の新設に伴う設備工事業（ (3507) 建築物の新設に伴う 電気の設備工事業及び (3715) さく井事業を除く。） イ 電話の設備工事業 ロ 給水、給湯等の設備工事業 ハ 衛生、消火等の設備工事業 ニ 暖房、冷房、換気、乾燥、温湿度調整等の設備工事業 ホ 工作物の塗装工事業 ヘ その他の設備工事業 3507 建築物の新設に伴う電気の設備工事業 3508 送電線路又は配電線路の建設（埋設を除く。）の事業 3505 工作物の解体（一部分を解体するもの又は当該工作物に使用され ている資材の大部分を再度使用することを前提に解体するものに 限る。）、移動、取りはずし又は撤去の事業 3506 その他の建築事業 イ 野球場、競技場等の鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コ ンクリート造りのスタンドの建設事業 ロ たい雪覆い、雪止め柵、落石覆い、落石防止柵等の建設事業 ハ 鉄塔又は跨線橋（跨線道路橋を除く。）の建設事業 ニ 煙突、煙道、風洞等の建設事業（ (3103) 隧道新設事業の態 様をもって行われるものを除く。） ホ やぐら、鳥居、広告塔、タンク等の建設事業 ヘ 門、塀、柵、庭園等の建設事業

事業の種類 の分類	事業の種類 の番号	事業の種類	事業の種類 の細目
建設事業	35	建築事業 (38) 既設建築物設備工事業を除く。	3506 その他の建築事業 ト 炉の建設事業 チ 通信線路又は鉄管の建設(埋設を除く。)の事業 リ 信号機の建設事業 ヌ その他の各種建築事業
	38	既設建築物設備工事業	3801 既設建築物の内部において主として行われる次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業(建設工事用機械以外の機械の組立て又はすえ付けの事業、(3802) 既設建築物の内部において主として行われる電気の設備工事業及び(3715) さく井事業を除く。) イ 電話の設備工事業 ロ 給水、給湯等の設備工事業 ハ 衛生、消火等の設備工事業 ニ 暖房、冷房、換気、乾燥、温湿度調整等の設備工事業 ホ 工作物の塗装工事業 ヘ その他の設備工事業 3802 既設建築物の内部において主として行われる電気の設備工事業 3803 既設建築物における建具の取付け、床張りその他の内装工事業
	36	機械装置の組立て又はすえ付けの事業 ※「その他のもの」に係る労務費率は基礎台の建設についてのみ適用	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業 3601 各種機械装置の組立て又はすえ付けの事業 3602 索道建設事業
	37	その他の建設事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業 3701 えん堤の建設事業(3102) 高えん堤新設事業を除く。 3702 隧道の改修、復旧若しくは維持の事業又は推進工法による管の埋設の事業(3103) 内面巻替えの事業を除く。 3703 道路の改修、復旧又は維持の事業 3704 鉄道又は軌道の改修、復旧又は維持の事業 3705 河川又はその附属物の改修、復旧又は維持の事業 3706 運河若しくは水路又はこれらの附属物の建設事業 3707 貯水池、鉍毒沈澱池、プール等の建設事業 3708 水門、樋門等の建設事業 3709 砂防設備(植林のみによるものを除く。)の建設事業 3710 海岸又は港湾における防波堤、岸壁、船だまり場等の建設事業 3711 湖沼、河川又は海面の浚渫、干拓又は埋立ての事業 3712 開墾、耕地整理又は敷地若しくは広場の造成の事業(一貫して行う(3719) 造園の事業を含む。) 3719 造園の事業 3713 地下に構築する各種タンクの建設事業 3714 鉄管、コンクリート管、ケーブル、鋼材等の埋設の事業 3715 さく井事業 3716 工作物の解体事業 3717 沈没物の引揚げ事業 3718 その他の各種建設事業 (33) は装工事業及び(3505) 工作物の解体(一部分を解体するもの又は当該工作物に使用されている資材の大部分を再度使用することを前提に解体するものに限る。)、移動、取りはずし又は撤去の事業を除く。

15 電子申請による年度更新手続について

電子申請を利用することにより、労働局、労働基準監督署の窓口へ出向くことなく手続を行うことができます。(電子申請するにあたっては、あらかじめ政府が認めた認証局の発行した電子署名用の電子証明書の取得が必要です。)

また、年度更新申告書に「アクセスコード」(年度更新申告書のあて先労働局名の右隣に印字されている8桁の英数字)が設定されており、電子申請による年度更新では、様式をダウンロードした後に労働保険番号と「アクセスコード」を入力することにより、お手元の年度更新申告書と同様の項目(労働保険番号、保険料率等)を電子申請様式に取り込むことができ、前年度の申告内容等を改めて入力する手間が省けます。

詳しくは「電子政府の総合窓口(e-Gov)」(<http://www.e-gov.go.jp/>)や、P.35～P.37に電子申請を行う場合の操作手順を記載していますので、ご覧ください。

なお、e-Gov電子申請システムの操作方法等については「電子政府利用支援センター」(電話番号050-3786-2225(050ビジネスダイヤル)、IP電話網が利用できない場合は017-771-9008)、受付時間:9時から19時まで(土日・祝祭日は17時まで)へお問い合わせください。

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。OCR枠への記入は上記の「標準字体」をお願いします。

提出用

平成 29 年 月 日

あて先 〒×××-×××× ××市××-××-××

〇〇労働局 uaj39uuy ← アクセスコード

労働保険特別会計歳入徴収官殿

①労働保険番号 ××101930200-0000

②増加年月日(元号:平成は7) 元号 月 日

③事業廃止等年月日(元号:平成は7) 元号 月 日

④常時使用労働者数 ⑤雇用保険被保険者数 ⑥免除対象高齢労働者数

⑦区分 ⑧保険料・一般拠出金算定基礎額 ⑨保険料・一般拠出金率 ⑩確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)

(イ) 千円未満の(イ) 1000分の(イ) 千円未満の(イ)

(注2)(注1) 右欄による

[電子申請に関すること]

- Q1. 電子申請で手続をしましたが、入力誤り(入力もれ)がありました。どうすればよいですか。
- A. 入力誤り等があった場合には、修正した内容での再度の手続きは不要ですので、まずは、管轄の労働局に連絡してください。(特に、年度更新申告書において、一般拠出金額欄の入力もれが多くみられますので、入力する際にはご注意ください。)
- Q2. 電子申請をした場合には、保険料の納付は、必ず電子納付で行う必要がありますか。
- A. 電子申請の場合でも、納付方法は任意ですので保険料の納付は、従来どおり、納付書で行うことができます。
- Q3. e-Govの一括申請により、電子申請を行いました。問題なく受付されたのでしょうか。
- A. 申請先の労働局において、申告書の記載内容を確認し、申請内容に不備等がなければ、電子公文書(申請書控)を返信します。
- なお、一括申請において、労働保険番号の記入誤り、概算保険料額、一般拠出金額の入力もれなどが多くみられますので、申請する際には、入力内容を確認の上、申請してください。

16 年度更新手続はパソコンから行うことができます!!

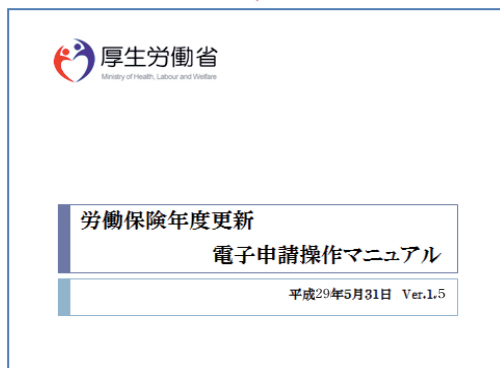
電子申請の利用方法



労働保険の電子申請手続は、「電子政府の総合窓口(e-Gov)」から行うことができます。電子申請をするにあたっては、あらかじめ電子証明書を取得が必要です。

●e-Govを初めて使用される方は、「e-Gov電子申請システムの利用準備をする」ボタンをクリックして、各種環境設定を行ってください。

●労働保険の年度更新手続につきましては、電子申請メニュー「電子申請マニュアル」タブにある「労働保険料申告書(年度更新申告)マニュアル」に手続きの詳細な手順を掲載しておりますので、ご参照ください。



●マニュアルには申告書の書き方、アクセスコードの利用方法、電子納付等の手続について記載しておりますので、ご参照のうえ、手続きをお進めください。

●e-Gov電子申請システムの操作方法等については「電子政府利用支援センター(電話番号050-3786-2225(050ビジネスダイヤル)、IP電話網が利用できない場合は017-771-9008)、受付時間:9時から19時まで(土日・祝祭日は17時まで)へお問い合わせください。

審査状況の確認

電子申請にて申請していただきました年度更新申告につきましては、以下の手順で審査状況をご確認いただけます。

到達確認

申請完了後、下記「到達番号」と「問合せ番号」は状況照会の際などに必要になりますので、本画面下部に「表示内容を保存」ボタン、または「表示内容を印刷する」ボタンを押し、必ず控えにください。

0 手順を表示 操作の手順を確認する場合は、「手順を表示」ボタンをクリックしてください

到達番号、問合せ番号の確認

到達番号	2015011217540101
問合せ番号	K28RyUhp7o7esIV
到達日時	到達
申請者名	伊藤 太郎
交付種別	専任分署
交付窓口	北海道庁釧路局
申請区分	新規
到達日時	2015年01月1日 17時57分48秒
申請種別	労働関係 雇用保険給付申請書(雇用事業)の構成情報 労働関係 雇用保険給付申請書(雇用事業)
物理ファイル名	koze015011217540101 49501902001010004_01.xml

表示内容を保存 表示内容を印刷する

●審査状況をご確認いただくにあたっては、「到達番号」と「問い合わせ番号」が必要になりますので、申請データを送信後の表示される番号をお控えください。

※「到達番号」「問い合わせ番号」を紛失された場合は、電子政府利用支援センターまでお問い合わせください。

e-Gov

e-Gov電子申請システム

e-Gov電子申請システム

各府省庁よりe-Govからの送付通知 電子申請メニュー

重要なお知らせ

2015年01月20日 北海道庁労働関係更新申請について

2014年09月04日 公文書管理システムへの移行について

電子申請メニュー

申請・届出 申請・届出/ロック 状況照会 公文書署名検証 ご利用案内 電子申請でマニュアル

状況照会

●「電子申請システム」画面の「状況照会」項目にある「状況照会」をクリックしてください。

e-Gov電子申請システム

状況照会

申請内へ発行された到達番号と問合せ番号を入力し、画面下の「照会」ボタンをクリックしてください。

0 手順を表示 操作の手順を確認する場合は、「手順を表示」ボタンをクリックしてください

到達番号 2015011217540101

問合せ番号 *****

照会

Copyright © Ministry of Internal Affairs and Communications. All Rights Reserved.

●「状況照会」画面が表示されましたら、「到達番号」「問い合わせ番号」欄にそれぞれの番号を入力し、「照会」ボタンをクリックしてください。

申請の状況を確認します。

0 手順を表示 操作の手順を確認する場合は、「手順を表示」ボタンをクリックしてください

初回照会日時: 一年一月一日 一時一分一秒

到達番号: 2015011217540101

手続名: 労働関係年度更新申請/電子申請

*納付情報の付随情報(納付)が必要です。【納付情報一覧】ボタンを押し、納付を行ってください。
*本申請の申請書が帰属します。【公文書コーナー一覧】が公文書取得用です。
*未読の通知が帰属します。【公文書コーナー一覧】が公文書取得用です。

現在の申請状況は、審査終了です。

手続の経過(日時)

到達 2015年01月01日 17時57分48秒 → 審査中 2015年01月01日 17時57分48秒 → 審査終了 2015年01月01日 17時57分48秒 → 手続終了

戻る 修正履歴一覧 納付情報一覧 公文書コーナー一覧 結果表示

パーソナライズ

●「状況確認」画面が表示されましたら、「手続の経過(日時)」をご確認ください。審査状況をご確認いただけます。

●「状況照会」画面からは「納付情報一覧」ボタンをクリックすることにより、電子納付手続に進むことができます。

電子納付のご案内

労働保険料の納付手続については、電子納付をご利用いただけます。

●「状況確認」画面を表示してください。(画面の表示方法は前ページをご参照ください。)

●「状況確認」画面の「納付情報一覧」ボタンをクリックしてください。

項番	納付番号	収納番号	収納機関番号	手帳番号	納付先	納付日	納付額	納付方法	電子納付	連記欄
1	0140010000000004	000100	00400	労働保険料年度更新申告/電子申請	労働保険料年度更新申告	2021年04月10日	202100円	納付済	電子納付	

●電子納付を行うにあたって必要な「収納機関番号」「納付番号」等が表示されます。

電子申請による年度更新申告手続を行うと、以下AからCの3通りの方法により、労働保険料を電子納付することができます。

A 電子申請による年度更新申告手続と同時に電子納付を行う場合

申請データの送信後、「納付情報一覧」画面において「電子納付する」ボタンをクリックし、画面の案内に従って操作すると、インターネットバンキングを利用して電子納付を行うことが可能です。

画面遷移先のインターネットバンキングに納付情報が送信されるため、電子納付を行う際に「収納機関番号」「納付番号」等の入力を省略できます。

B 電子申請による年度更新申告手続後、後日電子納付を行う場合

申請データの送信後、後日に各金融機関のPay-easy(ペイジー)に対応したインターネットバンキングを利用して、電子納付を行うことが可能です。この場合、申請データの送信後の申請データの受付結果通知画面の「収納機関番号」、「納付番号」等が必要になります。「納付情報一覧」画面をあらかじめ印刷しておく便利です。

C 電子申請による年度更新申告手続後、後日ATMにより電子納付を行う場合

申請データの送信後、後日に各金融機関のPay-easy(ペイジー)に対応したATMを利用して、電子納付を行うことが可能です。

この場合、申請データの送信後の申請データの受付結果通知画面の「収納機関番号」、「納付番号」等が必要となります。「納付情報一覧」画面をあらかじめ印刷しておく便利です。

注意事項

- インターネットバンキングまたはATMを利用して電子納付を行う場合は、ご利用の金融機関がPay-easy(ペイジー)に対応していることが必要です。(対応金融機関はPay-easy(ペイジー)ホームページ <http://www.pay-easy.jp/where/index.html> を参照してください。)
- 労働保険料を電子納付した場合、厚生労働省から領収証書を発行することはありませんので、ご注意ください。
- 既に口座振替による納付手続をされている場合でも、電子申請手続を進めるうえで振込者の表示や納付に関するメールは通知されますのでご注意ください。



Pay-easy(ペイジー)とは、公共料金や税金また、その他様々な料金を全国の金融機関のインターネットバンキング、ATMなどから支払うことができるようになるMPN(マルチペイメントネットワーク)が提供するサービスです。詳しくはこちらまで(<http://www.pay-easy.jp/index.html>)

17 報奨金(電子化分)のお知らせ(平成29年度)

事務組合委託事業場のデータ管理のシステム化の促進を図ることを目的として、事務組合が、「保険料・一般拠出金申告書内訳」の内容が保存された電子媒体(以下「申告書内訳(電子)」といいます。)を提出した場合には、報奨金(電子化分)が交付されます。

交付要件

- 次の要件のいずれにも該当する場合に交付されます。
- (1) 報奨金(定率・定額分)の交付対象事務組合であること。
- (2) 電子媒体の種類は、DVD(DVD-R、DVD+RまたはDVD-RW、DVD+RW)、CD(CD-RまたはCD-RW)であること。
- (3) 指定された形式(次頁「申告書内訳(電子)の作成要領」の(1)参照)で作成されたものであること。
- (4) 申告書内訳(電子)の内容は、年度更新時に提出する「保険料・一般拠出金申告書内訳」の紙媒体(組様式第6号(甲)。以下「申告書内訳(紙)」という。)と同一の内容とし、内容に誤りがないこと。

報奨金の額

- 報奨金(電子化分)の額は、予算の範囲内で、申告書内訳(電子)に登録された委託事業場のうち、前年度における常時労働者15人以下の委託事業場1件につき460円を交付します。

申告書内訳(電子)の提出期限

- 申告書内訳(電子)は、年度更新時(6月1日～7月10日)に提出してください。

申告書内訳(電子)の作成

- 次頁の「申告書内訳(電子)の作成要領」を参照してください。

交付手続について

- 報奨金(電子化分)に係る交付手続については、後日配布するパンフレットを参照してください。

問合せ先

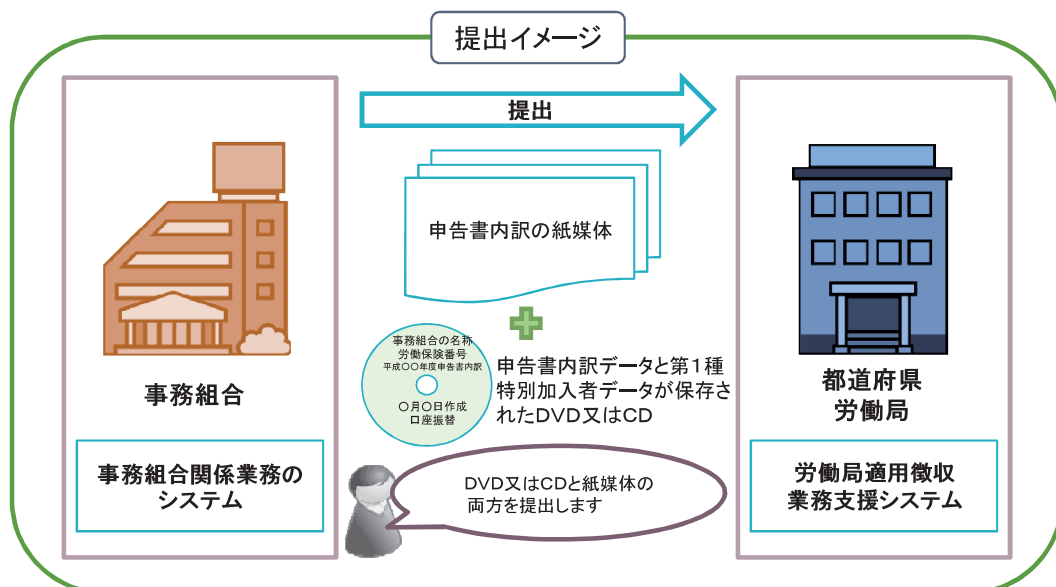
- 最寄りの都道府県労働局労働保険適用徴収主務課室へお問い合わせください。

申告書内訳(電子)の作成要領

- (1) 厚生労働省HP内の「労働局適用徴収業務支援システム(※1)(以下「RSシステム」という。)の仕様公開について」で公開している「インターフェース仕様書」(※2)の内容に沿った形式により作成された電子ファイルを、DVD(DVD-R、DVD+R又はDVD-RW、DVD+RW)、CD(CD-R又はCD-RW)へ保存してください。
- (2) 上記(1)の厚生労働省HP内の「労働局適用徴収業務支援システムの仕様公開について」の掲載場所は以下のURLとなります。
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/shiyou_koukai/
なお、検索する場合には、厚生労働省HPのトップページの右上の検索欄に「労働局△仕様公開」と入力し、検索してください(△は全角スペースを表しています)。
- (3) DVD、CDは、ウィルス対策ソフト等で事前にウィルスチェックを行ってください。
- (4) 申告書内訳(電子)のデータ内容は、年度更新時に提出する申告書内訳(紙)と同じ内容です。
ただし、第2種特別加入保険料に係る申告書内訳(組様式第6号(乙))及び第3種特別加入保険料申告内訳(海特様式第1号)に係る内容は含みません。
- (5) DVD、CDのラベルには、以下について記載してください。
 - ① 事務組合の名称
 - ② 労働保険番号
※) 全ての労働保険番号を記載してください(枝番号は不要)。なお、労働保険番号が複数になる等により記載できない場合には、ラベルには「労働保険番号は別紙」とし、別紙に記載してください。
 - ③ 「平成29年度申告書内訳」の記載
 - ④ 作成日付
 - ⑤ 口座振替を行っている場合には「口座振替」と記載
- (6) 提出されたDVD、CDは返却いたしません。RSシステムへの登録が終了し、保存期間が満了した後に、都道府県労働局にて厳重に廃棄処理します。

(※1) 労働局適用徴収業務支援システムとは、都道府県労働局において、事務組合から提出される申告書内訳等の受付、審査等の業務処理を支援するシステムです。

(※2) インターフェース仕様書とは、システム間でデータのやり取りを行うための保存形式について記載されたものです。



労働保険料は口座振替が便利です！

「口座振替による納付」のメリット

- 1 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。
- 2 納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなるため、延滞金を課される心配がありません。
※口座振替の手続を一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます。
- 3 手数料はかかりません。
- 4 保険料の引き落としに最大約2カ月ゆとりができます。

保険料を延納（分割納付）している場合には、第1期、第2期、第3期での分割で口座振替の引き落としが行われます。

	全期・第1期	第2期	第3期
通常の納期限	平成29年7月10日	平成29年11月14日	平成30年2月14日
口座振替納付日	平成29年9月6日	平成29年11月14日	平成30年2月14日
ゆとり日数	58日		
口座振替申込期限	平成29年2月27日 (※)	平成29年8月15日	平成29年10月11日

(※) 申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振替となります。

かんたんな手続きで完了

1 申込用紙を入手

申込用紙は以下のいずれかの方法で入手できます。

- ▶ お近くの労働局・労働基準監督署の窓口
- ▶ 厚生労働省ホームページからダウンロード

検索

厚生労働省 労働保険 口座振替

2 金融機関の窓口へ提出

※一部の金融機関ではお取り扱いできません。

対象の金融機関については厚生労働省ホームページ（上記）でご確認ください。

引き落とし前後には、ハガキでお知らせします

- ◎ 毎回、口座振替納付日の約3週間前に引き落とし内容をハガキでお知らせします。
- ◎ 口座振替納付後も、約3週間で引き落とし結果をハガキでお知らせします。



都道府県労働局・労働基準監督署

社会保険・労働保険徴収事務センター